



神奈川県

KANAGAWA

平成26年度 国の施策・制度・予算に関する提案

平成25年 6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融政策や経済対策への期待などを背景に、景気は緩やかに持ち直しており、本格的な回復につながる施策が求められています。

本県としても、新たな産業を創出し、雇用の確保や経済の担い手の育成を図るなど、県内における投資や消費を活発にし、地域経済のエンジンを回す施策に全力で取り組んでおります。

また、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するため、総合計画「かながわグランドデザイン」に掲げた政策を着実に推進するとともに、今後の重点的な取組方向を取りまとめた「神奈川全開！宣言2013」に基づき、「3歩先行く」先進的な取組を進めてまいります。

さらに、今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤を確立するため、「神奈川県緊急財政対策」にも引き続き取り組んでまいります。

そこで、こうした取組を推進するため、地方税財政制度の改革をはじめ、総合特区制度の充実や「健康寿命日本一」の推進など緊急かつ重要な施策等について、国への提案としてとりまとめました。

ぜひ、本県の提案事項にご理解をいただき、平成26年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月

神奈川県知事 高岩祐治

目 次

I 地域主権

- 1 地域主権改革の着実な推進 1
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革 3
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革 5

II エネルギー・環境

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大 7
- 5 地球温暖化対策の推進 9
- 6 循環型社会づくりの効果的な推進 11
- 7 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進 13

III 安全・安心

- 8 大規模災害対策の推進 15
- 9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応 17
- 10 基地対策の推進 19

IV 産業・労働

- 11 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実 21
- 12 経済・雇用対策の推進 23
- 13 都市農業の推進 25

V 健康・福祉

- 14 医療改革の推進 27
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着 29
- 16 「健康寿命日本一」の推進 31
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し 33
- 18 医療保険制度の改革 35

VI 教育・子育て

- 19 子ども・子育て支援の拡充 37
- 20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し 39

VII 県民生活

- 21 拉致問題の早期解決 41

VIII 県土・まちづくり

- 22 広域交通ネットワークの整備促進 43
- 23 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実 45
- 24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり 47

- 参 考 提 案 事 項 府 省 別 一 覧 49

I 地域主権

1 地域主権改革の着実な推進

提出先 各府省

【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲
- 2 義務付け・枠付けの見直し
- 3 地方自治制度の抜本的な改革
- 4 地域主権型道州制の導入

【提案内容】

- 項目1** (1) 国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方自治体への大幅な事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 国の出先機関については、原則廃止に向けた取組を着実に進めること。特に、「ハローワーク」や「直轄道路」等の地方が強く求める分野の移管に速やかに取り組むこと。
- 項目2** 国による義務付け・枠付け等の見直しに当たり、「従うべき基準」を設定しないなど、更なる見直しを進めること。
- 項目3** (1) 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営等を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。
- (2) 都道府県の住民投票の円滑実施のため、市町村選挙管理委員会との協力関係を規定するとともに、投票の対象や投票結果の効力等を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。
- 項目4** (1) 道州制の導入に向けて、地域の自主性及び自立性を発揮した施策を展開するため、地方からの提案に基づき、更に要件等を緩和した新たな特区制度を創設すること。
- (2) 道州制の導入を計画的かつ安定的に推進する仕組みを整えるため、地方からの提案を踏まえ、道州制を推進する法律を制定すること。

【提案理由】

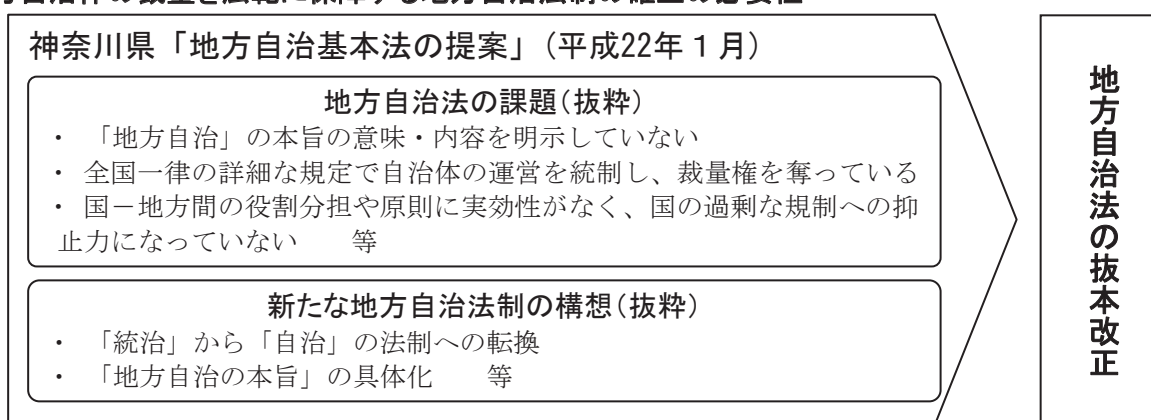
地方自治体が住民ニーズに対応した地域づくりを展開するためには、国と地方の役割分担を適正化し、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関改革を大幅に進める必要がある。

また、地方の自主性・自立性を確保するためには、現行の地方自治制度の抜本的な改革とともに、地域主権型道州制の導入に向けた具体的な検討を進める必要がある。

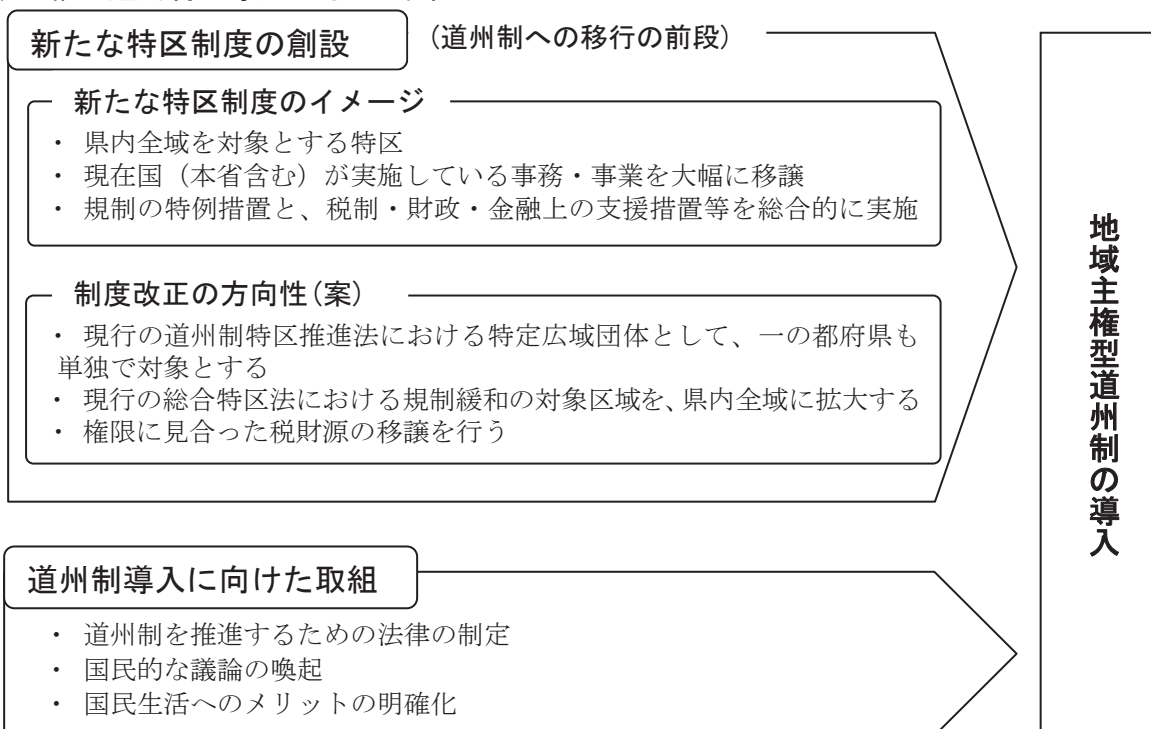
【本県での取組状況等】

本県では、「地域主権実現のための指針（平成24年10月策定）」に基づき、神奈川県らしい政策、神奈川県らしい地域づくりが一層進展するよう取り組んでいる。

地方自治体の裁量を広範に保障する地方自治法制の確立の必要性



地域主権型道州制の導入に向けた取組



（神奈川県担当課：政策局広域連携課、県民局総務室）

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保
- 2 国庫補助金の廃止
- 3 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、平成25年度をもって延長することなく廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

また、地方の固有財源である地方交付税は、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、速やかに国税5税における地方交付税への算入率を引き上げ、総額を確保すること。

項目2 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

項目3 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

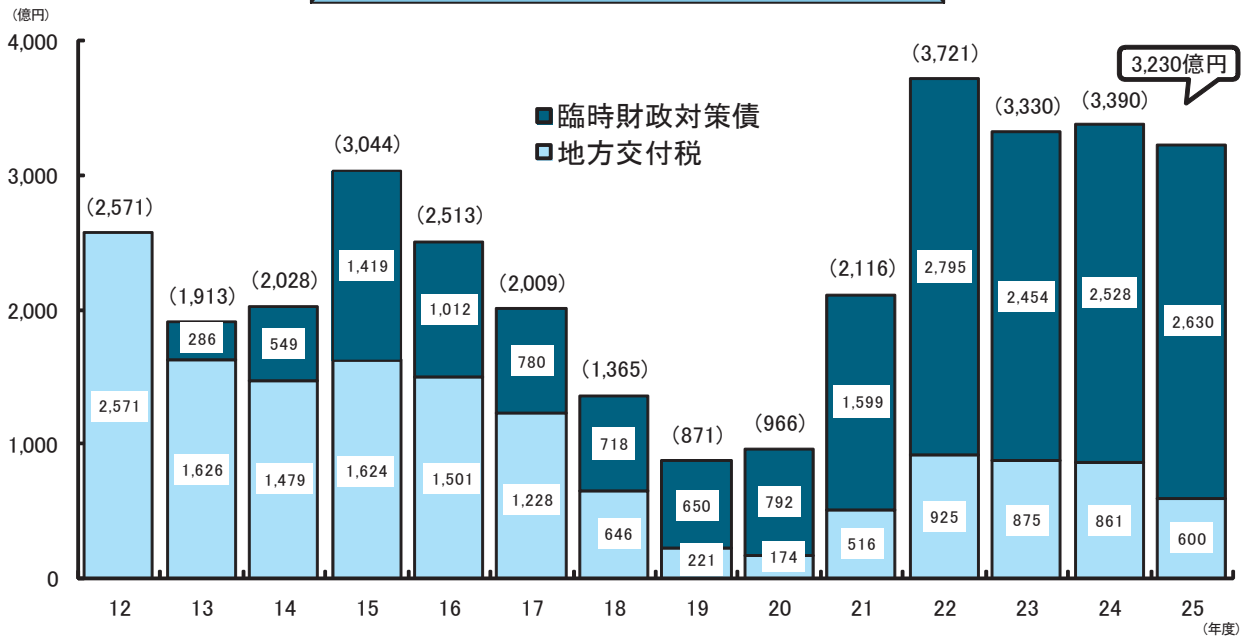
また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【提案理由】

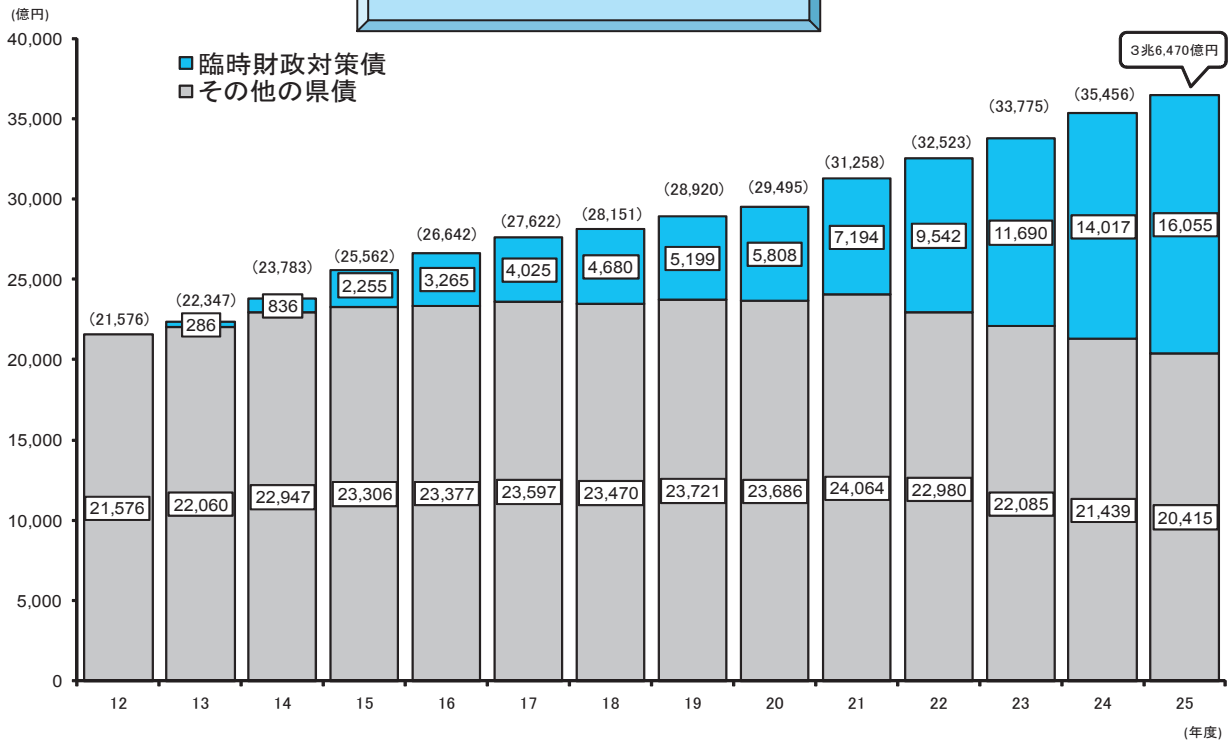
地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、地方交付税、臨時財政対策債や国庫補助金等を確実に見直すことが必要である。

地方交付税・臨時財政対策債の推移(本県)



臨時財政対策債は、財政力が高い団体に過度に配分されており、平成 25 年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の約 8 割が臨時財政対策債となっている。

県債年度末現在高の推移(本県)



本県では、臨時財政対策債を除く県債現在高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、全体の県債残高は、臨時財政対策債の大量発行により、年々増加している。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方消費税の税率の引上げと税源移譲の実現
- 2 自動車諸税の見直し
- 3 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保
- 4 地方法人特別税の地方税への復元
- 5 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方自治体が自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するという真の地方分権を実現するため、仕事量に見合うよう税源移譲を実現すること。

そのためには、地方消費税の税率引上げや、所得税から住民税への一層の税源移譲により、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。

項目2 (1) 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、市町村をはじめとする地方への具体的な代替財源を税制度により確保すること。

(2) 自動車税については、グリーン化を一層推進すること。また、徴収コスト削減の観点から、車検時徴収の導入を検討すること。

項目3 地球温暖化対策譲与税の創設などにより、地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源を確保すること。

項目4 地方法人特別税は、本来、地方固有の財源であり、速やかに地方税として復元すること。

項目5 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

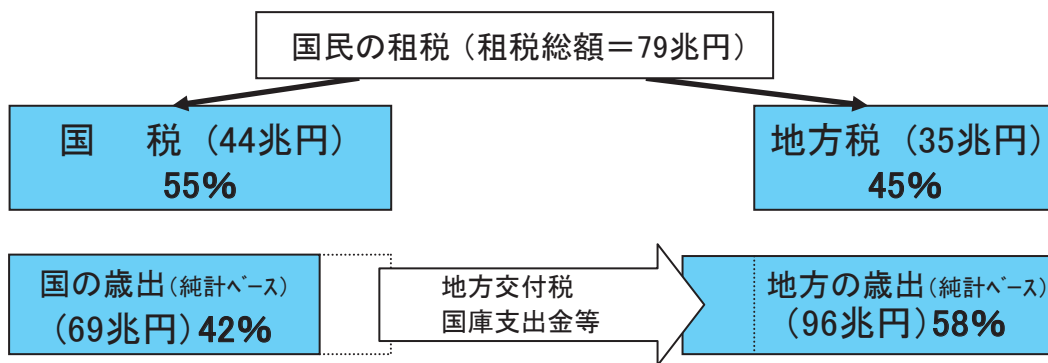
【提案理由】

地方自治体は、自らの判断と責任において行財政運営を行うことが求められているが、現状では、地方の仕事量に見合う税源が確保されていない。

地方が担う事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

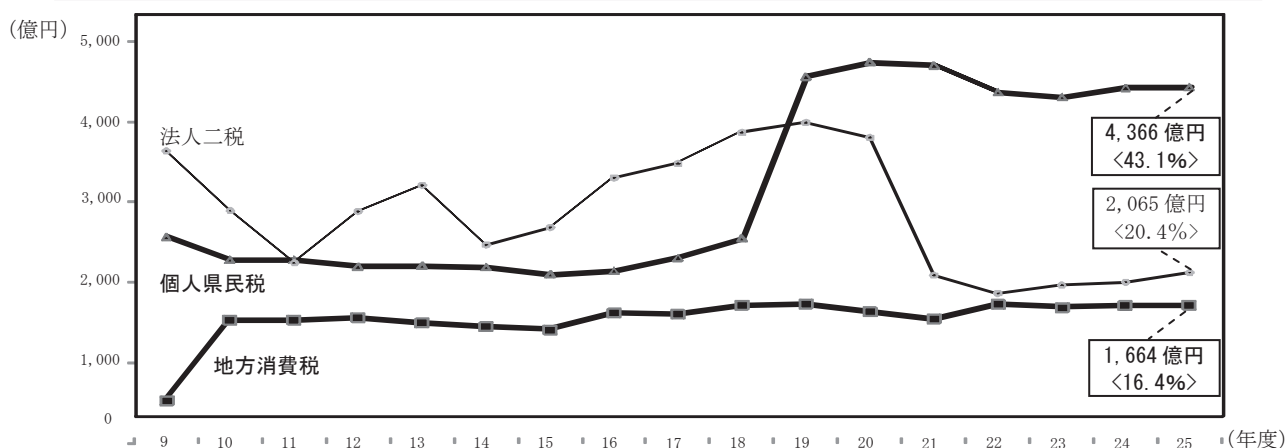
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

国・地方間の財源配分（平成23年度決算）



国と地方の歳出規模（国4：地方6）と税収（国6：地方4）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合う税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



備考 1 億円未満切捨て。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は最終予算額、25年度は当初予算額。
 3 < >内は、県税収入合計に占める割合。

人口1人当たりの税収額の指数

税目	最大値	最小値	倍率
地方消費税（清算後）	138.4 （東京都）	75.8 （奈良県）	1.8倍
個人住民税	165.6 （東京都）	57.1 （沖縄県）	2.9倍
法人二税	244.4 （東京都）	45.9 （奈良県）	5.3倍
固定資産税	158.6 （東京都）	68.6 （長崎県）	2.3倍
地方税合計	164.6 （東京都）	64.8 （沖縄県）	2.5倍

備考 1 平成23年度決算。
 2 人口は住民基本台帳（H24.3.31）による。
 3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。

車体課税の税収の状況（本県・県内市町村）

税目	本県	県内市町村	計
自動車取得税（市町村交付金）	20億円	91億円	111億円
自動車税	972億円	—	972億円
軽自動車税	—	61億円	61億円
自動車重量税（市町村譲与税）	—	127億円	127億円
合計	992億円	279億円	1,271億円

備考 1 平成23年度決算。
 2 本県の自動車取得税は市町村交付金分を除いた額。
 3 県内市町村の自動車取得税は市町村交付金分、自動車重量税は市町村譲与税分。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

Ⅱ エネルギー・環境

4 再生可能エネルギー等の普及拡大

提出先 内閣官房、総務省、経済産業省、資源エネルギー庁

【提案項目】

- 1 再生可能エネルギーの導入目標の設定とロードマップの策定
- 2 固定価格買取制度の効果的な運用
- 3 海洋再生可能エネルギーの導入促進
- 4 スマートグリッド等の基盤整備の促進
- 5 水素エネルギーの普及推進

【提案内容】

項目1 「エネルギー基本計画」を早期に見直し、地域偏在性が少なくかつ潜在的な導入量が大きい太陽光発電を主体に、再生可能エネルギーの加速度的な普及拡大を位置付けるとともに、具体的な導入目標と達成に向けたロードマップを明らかにすること。

- 項目2** (1) 太陽光発電の工場や商業施設等への普及を促進するため、10kW以上の発電設備については、規模に応じた買取区分を設定すること。また、買取価格の算定に当たっては、土地の賃借料や造成費用、屋根の使用料等が増加傾向にあることを十分考慮すること。
- (2) スマートハウスの普及を図るため、太陽光発電設備と蓄電池等を併設する場合の「ダブル発電」の買取価格を引き上げること。
- (3) 分散型エネルギーの利用拡大に向けて、工場等の廃熱エネルギーやガスコージェネレーションシステムによる発電についても、再生可能エネルギーに準じて買取制度の適用を検討すること。

項目3 洋上風力発電など、海洋再生可能エネルギーの導入促進に向けた「実証フィールド」の整備については、気象、海象条件の調査費、発電設備の設置費用等に対し、財政上の支援措置を講じること。

項目4 スマートコミュニティの形成に向け、分散型エネルギーの導入促進と併せて、スマートグリッド（次世代送電網）等の基盤整備を促進するための財政上の支援措置を講じること。

項目5 水素エネルギーの普及拡大に向け、産業用大型燃料電池の設置に対する財政上の支援措置を講じること。また、2015年の燃料電池自動車の市場投入に合わせて、地域バランスを考慮した水素ステーションの整備方針を示すこと。

【提案理由】

平成24年7月に固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電の導入が急速に進んでいるが、10kW以上の設備は、スケールメリットにより、高い事業採算性が確保されるメガソーラーから優先的に設置され、工場や商業施設等への設置は遅れているため、規模に応じた買取価格の区分を設定する必要がある。また、「屋根貸し」による太陽光発電事業の屋根の使用料は、現行の買取価格の算定基礎としている土地賃借料150円/㎡を上回っている実態を十分に考慮する必要がある。

海洋再生可能エネルギーの「実証フィールド」の整備については、利用者が複数見込まれることを要件の一つとしているが、応募に当たり調査費用を負担する必要がある、また、「実証フィールド」に選定された後の多額の発電設備設置費用等に対する支援も明確になっていないため、実質的に利用者を見込むことが困難な状況となっている。

水素エネルギーを利用する燃料電池について、家庭用燃料電池は財政上の支援により普及が拡大している。一方、産業用大型燃料電池についても製品開発が進んでおり、その導入を促進するために財政上の支援措置を講じることが効果的である。

また、水素ステーションを特に市街地に設置する場合に、住民等の理解が得られないケースが想定されるので、広域的な整備方針を示すことで整備を促進する必要がある。

【太陽光発電の導入状況等】

○ 固定価格買取制度スタート後の太陽光発電の導入状況

(平成24年7月～平成25年2月の設備認定状況)

区 分	設備認定出力
10kW未満	1,246,000kW
10kW以上	11,012,154kW (うちメガソーラー 6,436,915kW)

(出典：資源エネルギー庁資料)

(発電設備の規模による認定出力の割合)



(出典：資源エネルギー庁資料)

(都道府県別の設備認定出力)

<10kW未満>	<10～1,000kW>	<1,000kW以上>
1 愛知県 (81,995kW)	1 大分県 (282,370kW)	1 北海道 (967,911kW)
2 埼玉県 (62,793kW)	2 茨城県 (232,096kW)	2 茨城県 (556,519kW)
3 福岡県 (59,492kW)	3 福岡県 (215,093kW)	3 千葉県 (371,529kW)
⋮	⋮	⋮
8 神奈川県 (50,283kW)	30 神奈川県 (49,531kW)	34 神奈川県 (31,660kW)

(出典：資源エネルギー庁資料)

(神奈川県担当課：産業労働局地域エネルギー課、スマートエネルギー課)

5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 温室効果ガス削減中期目標達成のためのロードマップの策定
- 2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等
- 3 省エネルギー性能の高い建物の資産評価制度の構築

【提案内容】

- 項目1** (1) 地球温暖化対策の見直しに当たっては、今後策定される新たな「エネルギー基本計画」を考慮しつつ、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れた温室効果ガス削減中期目標を設定するとともに、その目標を確実に達成するための具体的なロードマップを示すこと。
- (2) 当該国内対策には、国内排出量取引制度や、商品・サービスのライフサイクルを通じた削減が評価される仕組みの構築など、企業のより積極的な温暖化対策を促進する方策を盛り込むこと。
- 項目2** 国内対策の実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、対策を効率よく推進していくことが不可欠であり、中小規模事業者や家庭部門を対象とした温暖化対策など、地域できめ細かな対応が必要な施策については地方自治体に委ね、地球温暖化対策譲与税の創設など必要な財源措置等を講じること。
- 項目3** 建物へのエネルギー関連投資を喚起し、スマート化を促進するため、省エネルギー性能等を高めるための施設や設備への投資が、建物の市場における資産評価に適切に反映される制度を構築すること。

【提案理由】

COP18において、京都議定書第二約束期間には参加しないという我が国の立場が採択文書上明確となり、今後は自主的な目標を設定して地球温暖化対策に取り組むこととなるが、先進国としての責務を果たすためには、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れた実現可能な中期目標を設定の上、国内対策に取り組む必要がある。

また、その実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、対策を効率よく推進していくことが不可欠であり、温暖化対策のための適切な財源が配分される仕組みとして、地球温暖化対策譲与税の創設などの措置が必要である。

さらに、過去20年のCO₂排出量は、家庭部門・業務その他部門において増加傾向が顕著であり、この部門への対策として、本県では、平成22年度から「建築物温暖化対策計画書制度」を実施しているが、環境性能の高い建物の更なる普及を図るためには、建物が市場で流通する際に、太陽光発電設備などへの投資が建物の資産評価に適切に反映される仕組みが必要である。

【本県での取組状況等】

○ 神奈川県地球温暖化対策計画（2010年（平成22年）3月策定）

《本県の中期目標》 2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指す。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直す。）

○ 本県の温室効果ガス排出量の現状

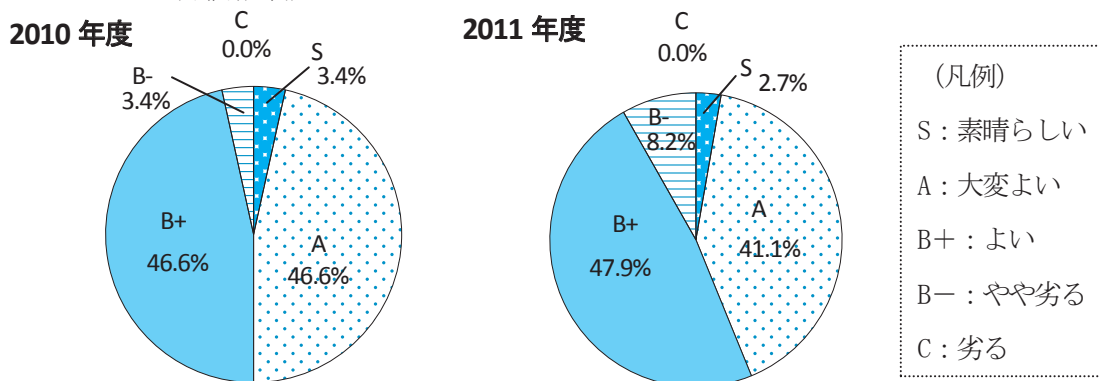
2010年度（平成22年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,405万トン（二酸化炭素換算）で、1990年（平成2年）と比べると、5.4%増加している。

○ 建築物温暖化対策計画書制度の実施

本県では、2010年度（平成22年度）から、大規模建築物の建築主に建築物温暖化対策計画書の提出を義務付け、提出された計画書等の概要を県がホームページ等で公表することにより、建築主の地球温暖化に対する自主的な取組を促進することや、地球温暖化対策に配慮した環境性能の高い建築物が評価される市場の形成を図ることを目的とした、「建築物温暖化対策計画書制度」を実施している。

計画書の提出に当たっては、建物の環境性能を評価するツールであるCASBEE新築〔簡易版〕で評価することとしており、★4つ以上の評価結果（S：素晴らしい、A：大変よい）であった割合は、2010年度で50.0%（計画書58件中29件）、2011年度では43.8%（73件中32件）であった。各年度に提出された計画書の建物用途の割合は異なっており、一様に比較はできないが、環境性能が高い建物の割合は増加していない。

《CASBEEかながわ評価結果》（2013年1月31日現在）



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

6 循環型社会づくりの効果的な推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 循環型社会の実現に向けた取組の推進
- 2 建設汚泥の再生利用の推進
- 3 PCB廃棄物の処理の推進

【提案内容】

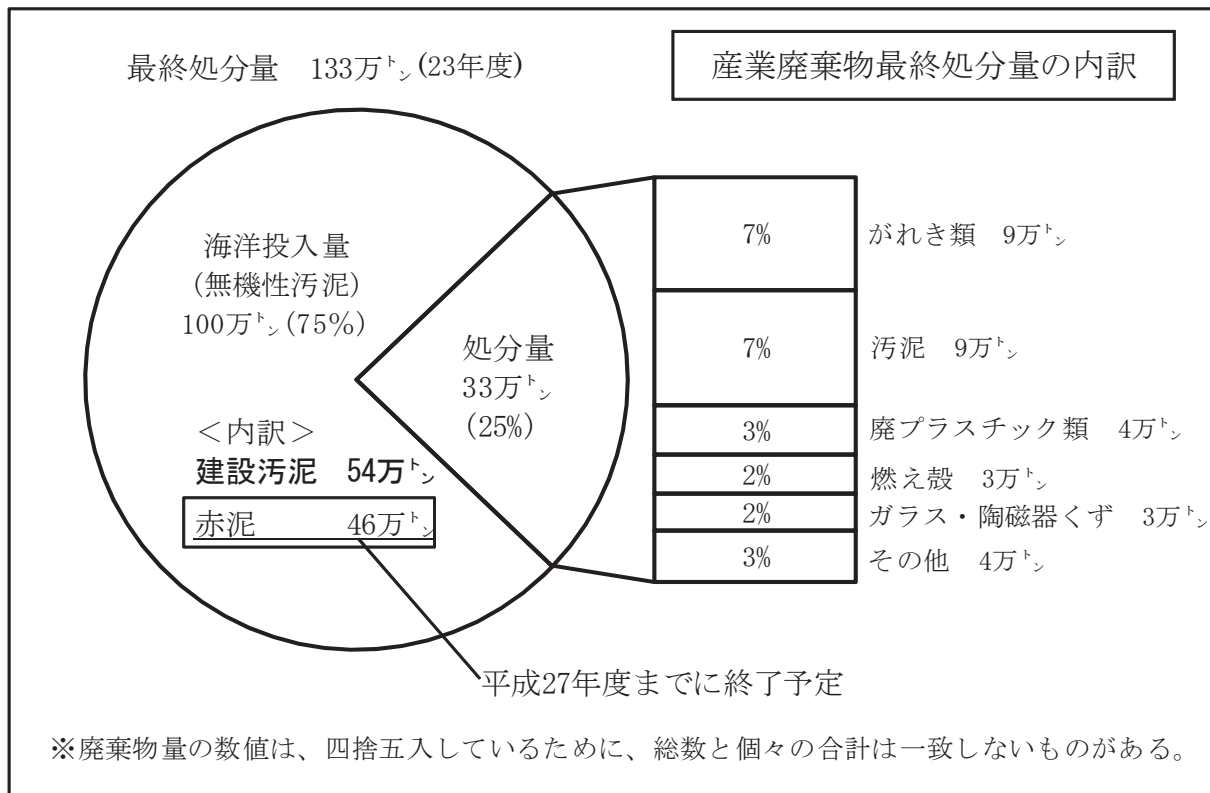
- 項目1** 循環型社会の実現に向けて、リサイクル関係法令や制度の充実を図るとともに、いわゆるリサイクルビジネスの活性化を図るため、関連技術の研究開発及び普及、融資・税制優遇措置など振興施策を積極的に推進すること。
- 項目2** 建設汚泥処理土について、建設発生土との一体的な工事間利用調整における更なる利用量の確保や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の特定建設資材への追加を行うとともに、建設汚泥再生品について、品質基準を明確に設定するなど、建設汚泥のリサイクルを促進するための仕組みの充実を図ること。
- 項目3**(1) すべてのPCB廃棄物について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」に定める処理期限の平成39年3月31日までに、安全かつ確実に処理できるよう、国が責任を持って処理体制を整備・充実すること。
- (2) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改定に当たっては、計画的で確実な処理の工程を盛り込むこと。

【提案理由】

本県では、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、3Rや適正処理の推進に取り組んでいるが、産業廃棄物最終処分量を減らし資源化を進めるためには、リサイクルの更なる促進や、本県の最終処分量のうち4割を占める建設汚泥対策における国の関与が必要である。さらに、国全額出資の日本環境安全事業株式会社（JESCO）に限定されるPCB廃棄物の処理の推進等について、処理期限までに処理が行えるよう施設の整備・拡充を国が責任をもって取り組む必要がある。

【本県の産業廃棄物の状況】

○海洋投入されている建設汚泥(54万トン)は、産業廃棄物最終処分量の約41%を占める。



【本県の主なPCB廃棄物の保管量、使用量など】

種別	平成23年度末現在の保管量及び使用量	平成23年度末までのJESCOでの処理量
高圧トランス	3,431 台	32 台
高圧コンデンサ	26,391 台	937 台
低圧トランス	22,176 台	0
低圧コンデンサ	420,289 台	0
安定器	584,013 台	0

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環課)

7 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 粒子状物質を多量に排出する旧式ディーゼル車の対策強化
- 2 PM_{2.5}に係る生成機構の早期解明と常時監視の精度向上
- 3 「注意喚起のための暫定的な指針」の見直し
- 4 広域的な高濃度予報の実施
- 5 粒子状物質対策の法制度の抜本的な見直し

【提案内容】

項目1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の低減対策を推進するため、粒子状物質（PM）を多量に排出する旧式ディーゼル車の使用を全国一律に認めない新たな法制度を整備するとともに、新車への転換に係る支援措置を講じること。

項目2 PM_{2.5}は、旧式ディーゼル車など明確な発生源もあるが、生成機構の全容は明らかになっていないため、早急に解明を進めること。また、常時監視測定について、県民への注意喚起を的確に行うため、測定機における1時間値の測定精度の向上を早期に図ること。

項目3 国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」について、疫学的知見を更に収集し、精度を高めること。

特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者に対しては、きめ細かな対応を定めること。

項目4 PM_{2.5}による大気汚染は、広域的に影響を及ぼすおそれがあることから、高濃度の予報を実施し、国民に注意喚起を行うなど適切に対応すること。

項目5 浮遊粒子状物質（SPM）対策とPM_{2.5}対策を、PM_{2.5}対策に一本化し、より重点的・効率的に進められるよう法制度を抜本的に見直すこと。

【提案理由】

平成23年度の全国の常時監視測定局におけるPM2.5の環境基準達成率は約3割と低い（本県では約1割）。PM2.5は粒径が小さく広域に移流することから、PMの排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を全国一律に認めないことが急務である。

一方で、PM2.5は、旧式ディーゼル車だけでなく様々な発生源があるとされているが、現在の知見では生成機構の全容は明らかになっていない。

また、PM2.5に関して国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起を的確に行うには、測定機における1時間値の測定精度が確認されていない現状では測定機自体の精度向上が必要である。

PM対策に係る法制度については、SPMとPM2.5は大きさの違いはあるが同じ粒子状物質であることから、今後はPM2.5に一本化する必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成15年10月から、PMの排出基準を満たさない旧式ディーゼル車の県内運行を禁止している。

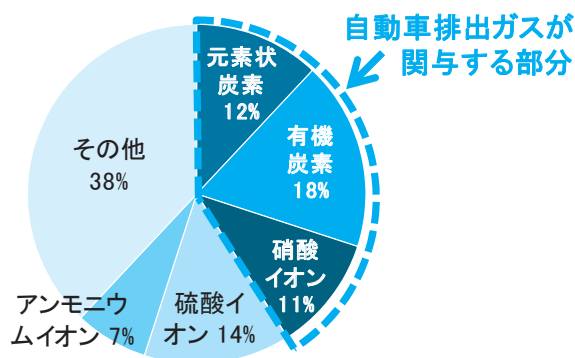
また、大気汚染防止法の政令市とともに常時監視測定局の整備を進め、ホームページで測定結果を公開し、国の指針に基づき高濃度予報を行っている。

[PM2.5の環境基準達成率] (平成23年度、全国)

区分	測定局数	達成局数	達成率
一般環境測定局	105局 (5局)	29局 (1局)	28% (20%)
自動車排出ガス測定局	51局 (4局)	15局 (0局)	29% (0%)
合計	156局 (9局)	44局 (1局)	28% (11%)

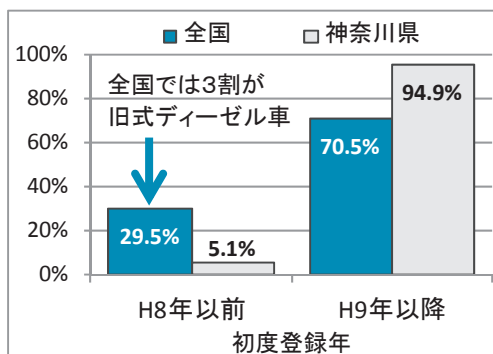
※環境省発表 ()内は神奈川県状況

[PM2.5の成分]



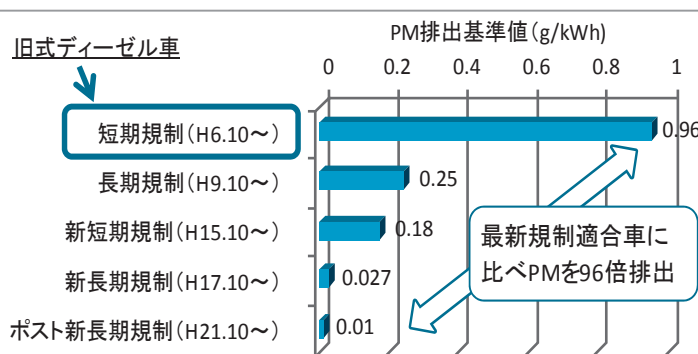
※県・横浜市・川崎市の共同調査 (平成22年、冬)

[ディーゼル普通貨物車の登録年別割合] (平成23年度末)



※一般財団法人自動車検査登録情報協会の統計情報を基に県が集計

[PMの排出ガス規制基準] (ディーゼル普通貨物車、総重量3.5トン超の例)



※大気汚染防止法に基づく排出ガス基準値

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

Ⅲ 安全·安心

8 大規模災害対策の推進

提出先 内閣府、消防庁、文部科学省、資源エネルギー庁、国土交通省、原子力規制庁

【提案項目】

- 1 大規模地震対策の早期取りまとめ
- 2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立
- 3 石油コンビナート地域の防災対策の強化
- 4 原子力災害に関する総合的な対策や体制の整備

【提案内容】

- 項目1 首都直下地震や南海トラフの巨大地震について、被害想定に基づく実効性のある地震対策大綱や地震防災戦略を早期に取りまとめ、対策の推進を図ること。
- 項目2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立を図ること。特に、南関東地域については、東海地震と同様に充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。
- 項目3 石油コンビナート地域において、事業者による耐震化等の取組が着実に進むよう、防災対策の充実を図ること。
- 項目4 広域に影響を及ぼす原子力災害に係る総合的な対策を推進するとともに、原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【提案理由】

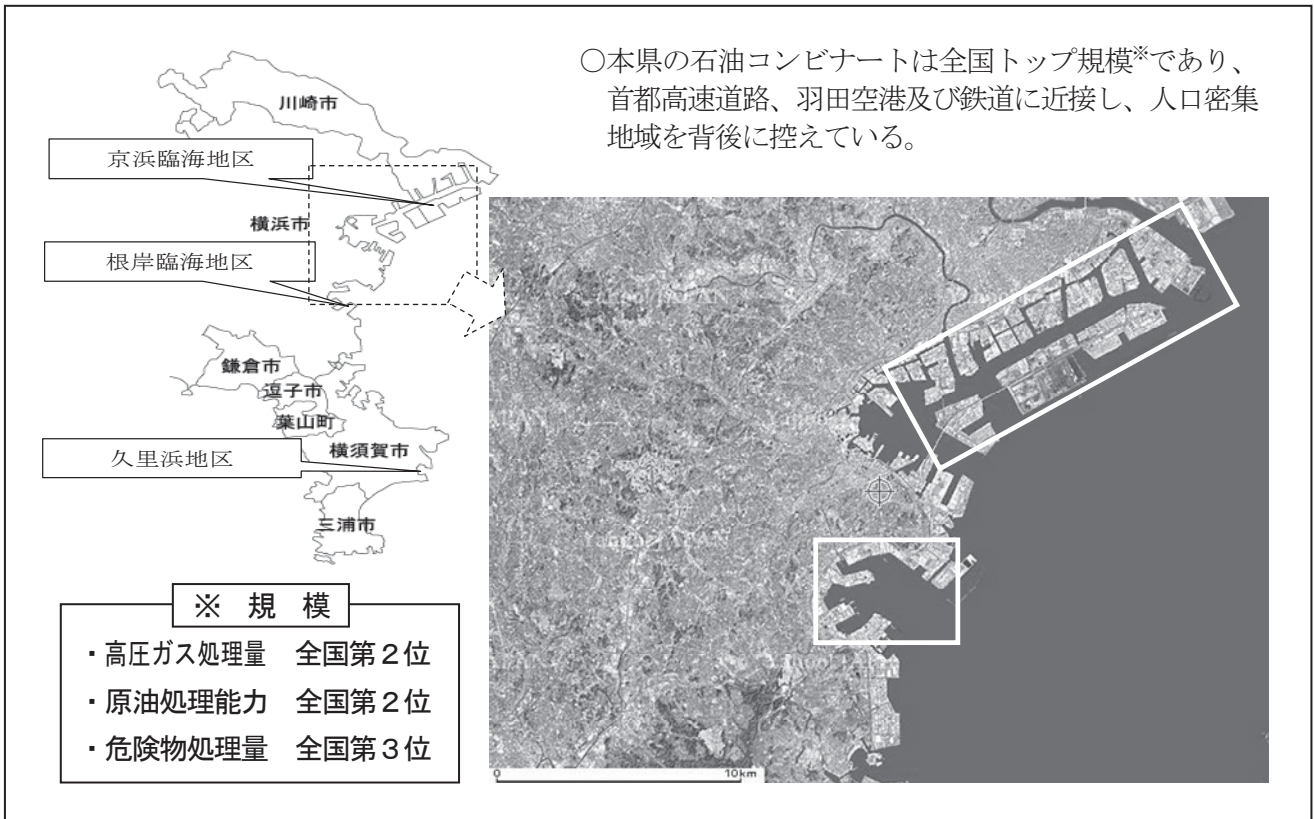
本県では、平成25年度から平成26年度にかけて地震被害想定調査を行い、その後、同結果を踏まえ地震防災戦略を見直すこととしている。その際、国の対策や手法を踏まえて実施するため、国の大規模地震対策の早期取りまとめが必要である。

事前予知に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域においても東海地震同様に観測網及び予知研究体制を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

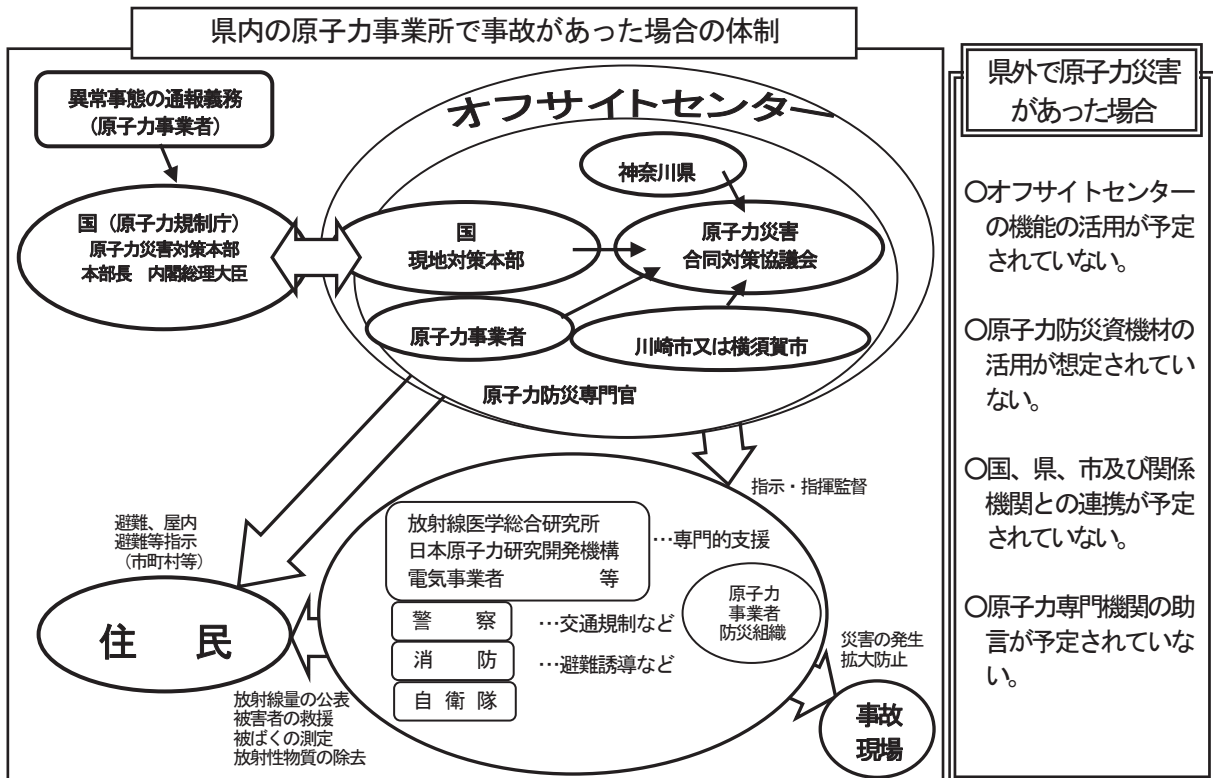
石油コンビナート事業所における耐震化等の防災対策は、事業者自ら実施する必要があるが、石油コンビナート地域における大規模災害は国民生活全般に大きな影響を与えることから、事業者の防災対策が着実に進むよう国として対策を講じる必要がある。

福島第一原子力発電所の事故に伴う広域的な放射能被害の実態を踏まえ、現行の「原子力災害対策重点区域」を越えた地域における予防措置等、広域的な原子力災害に対する総合的な対策及び体制を整備する必要がある。また、原子力発電所以外の原子力事業所に係る原子力災害対策指針の改定及びオフサイトセンターのあり方について、早急に取りまとめるとともに、原子力事業所における放射性廃棄物の処理の仕組みを検討・推進する必要がある。

【神奈川県内の石油コンビナートの立地状況】



【現行の原子力災害発生時の体制と改善すべき点】



(神奈川県担当課：安全防災局災害対策課、危機管理対策課、工業保安課)

9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 国の責任による最終処分場の確保
- 2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知
- 3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進
- 4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の補償

【提案内容】

項目1 放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の下水汚泥焼却灰等についても、国の責任で最終処分場を確保すること。

項目2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。

項目3 発生する下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。

項目4 下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力株式会社及び国の責任において早期の補償を行うこと。

【提案理由】

福島第一原子力発電所事故により、県及び市町村管理下水処理場の汚泥焼却灰等から放射性物質が検出されている。放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える焼却灰等は、国が指定廃棄物として指定し処理を行い、それ以下のものは下水道管理者が処理することとなっている。しかし、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものでも、周辺住民等の放射能に対する不安から埋立処分ができず、また、再利用できないものもあるため、依然として処理場内で一時保管せざるを得ず、保管場所にも限りがある中で、県民から不安の声も上がっている。

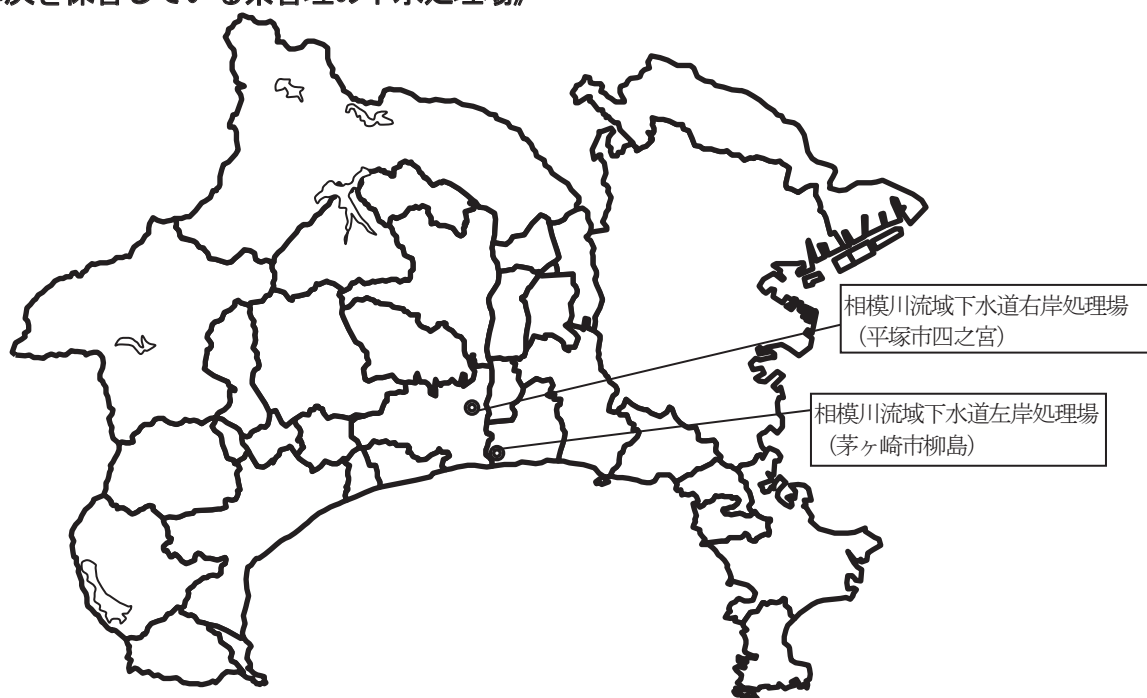
また、焼却灰の仮置き費用・測定費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、これらについて早急な対応が必要である。

【本県での取組状況等】

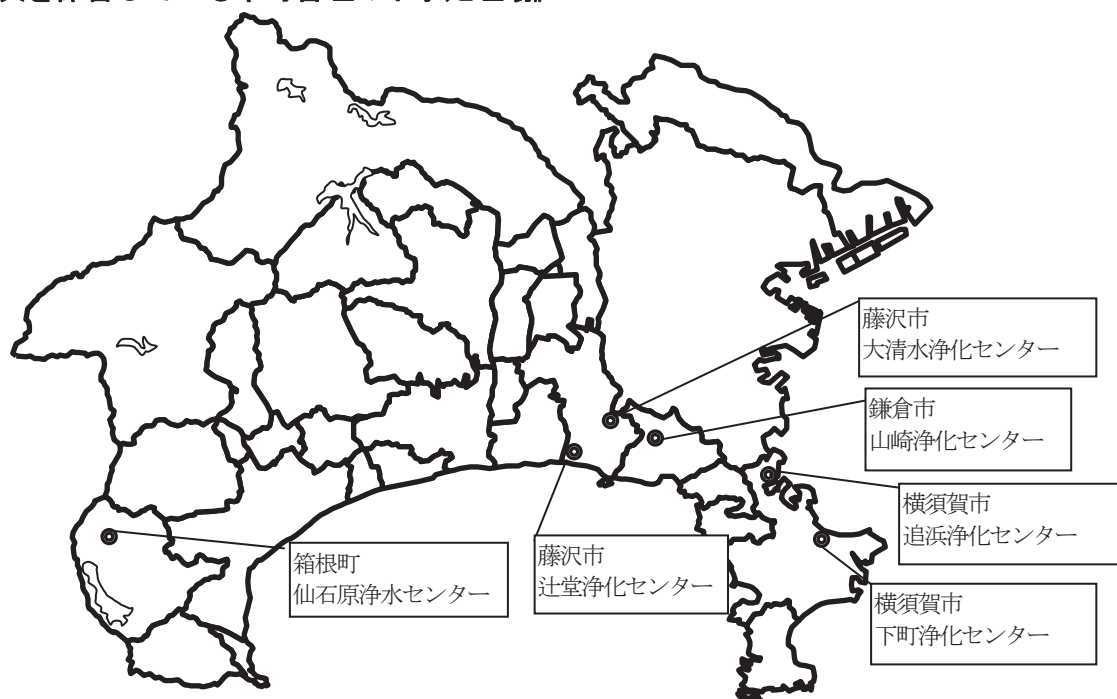
県管理の下水処理場では、2処理場合計で約3,833トン（平成25年4月19日現在）の焼却灰を保管している。現在、放射性物質濃度が低い焼却灰について搬出を徐々に再開している。

政令指定都市を除く4市町管理の下水処理場でも、合計約3,752トン（平成25年4月19日現在）の焼却灰を保管している。

《焼却灰を保管している県管理の下水処理場》



《焼却灰を保管している市町管理の下水処理場》



(神奈川県担当課：県土整備局下水道課)

10 基地対策の推進

提出先 内閣府、外務省、防衛省

【提案項目】

- 1 基地の整理・縮小・返還の早期実現
- 2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現
- 3 基地周辺対策の充実強化
- 4 日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結
- 5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

項目1 県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

項目2 在日米軍再編に係る日米合意を踏まえ、空母艦載機の早期移駐及び恒常的訓練施設の確保を確実に実現すること。また、それまでの間、移駐の具体的スケジュールや進捗状況等について、関係自治体に情報提供等を行うとともに、空母艦載機の着陸訓練を硫黄島で完全実施するなど騒音問題の解決に積極的に取り組むこと。

項目3 基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

項目4 日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に喫緊の課題である環境問題に係る特別協定の締結や、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みの構築をすること。

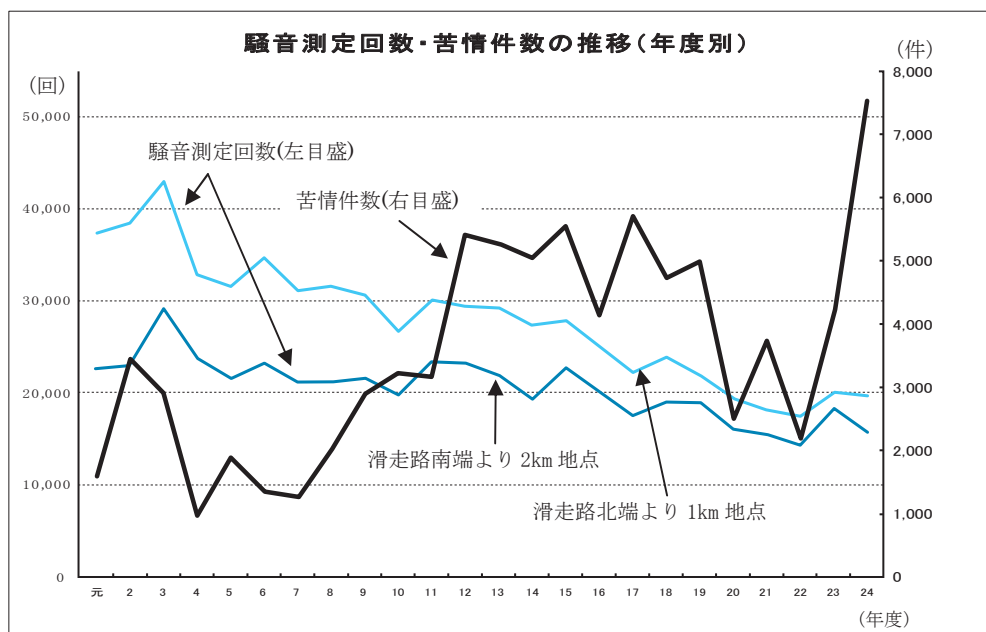
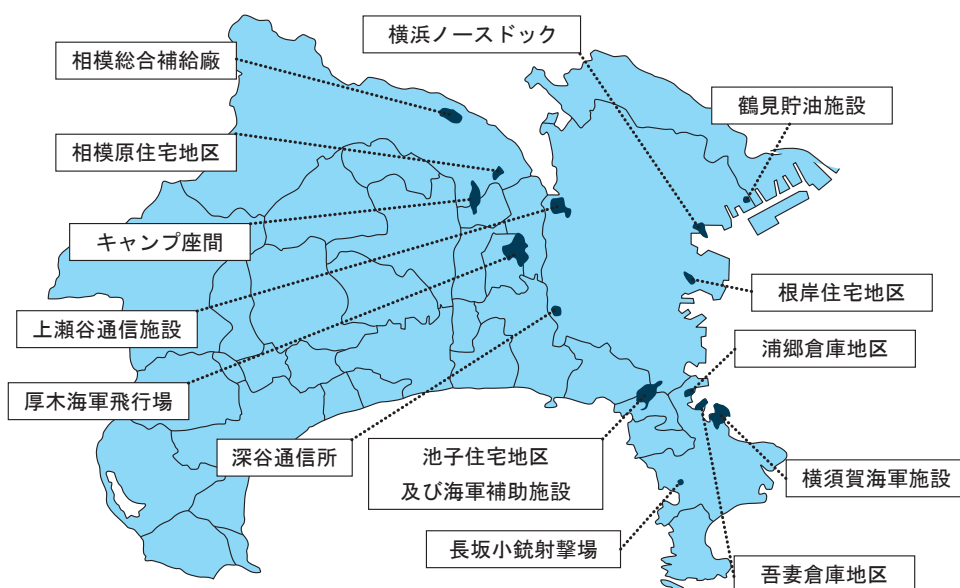
項目5 原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って安全対策を講じるとともに、事前対策に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、原子力艦に係る応急対応範囲の設定や、防災資機材の整備など、防災体制の整備を図ること。

【提案理由】

基地問題の解決は国が責任を持って対応することが不可欠である。

【本県基地の現状】

- 都市化が進む人口密集地に14の基地（全国で3番目）が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 第七艦隊の主要艦船が横須賀海軍施設をいわゆる母港とし、原子力空母が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、空母艦載機による大きな騒音被害が発生



※苦情件数は、県及び厚木基地周辺12市に寄せられたもの。

※騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課、安全防災局危機管理対策課）

IV 産業・労働

1 1 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実

提出先 内閣官房、内閣府

【提案項目】

- 1 規制の特例措置等の速やかな実現
- 2 関係府省予算における総合特区への優先枠の明確化
- 3 総合特区推進調整費の直接交付制度の創設

【提案内容】

項目1 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」及び「さがみロボット産業特区」が提案している規制の特例措置等の速やかな実現を図ること。

項目2 総合特区の目標実現に向け、関係府省予算における総合特区への優先枠を明確に設定するよう、制度の拡充を行うこと。

項目3 関係府省予算における対応が困難な場合には、総合特区推進調整費を指定地域に直接交付する制度を創設すること。

【提案理由】

今後も高い成長が期待されるライフサイエンスやロボットをはじめとした産業を中心に経済のエンジンを回し、成長を促進するためには、革新的な医薬品・医療機器の開発、国際的な医療人材の養成、再生医療等の先端医療技術の研究及びものづくり技術を活かした生活支援ロボットの実用化の促進並びに関連産業の集積が重要である。

本県では、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」及び「さがみロボット産業特区」の取組を進めており、経済のエンジンとなる産業・技術の集積拠点の形成などに向けて、規制の特例措置や財政・税制・金融の支援措置を受けながら、総合特区の取組を推進する必要がある。

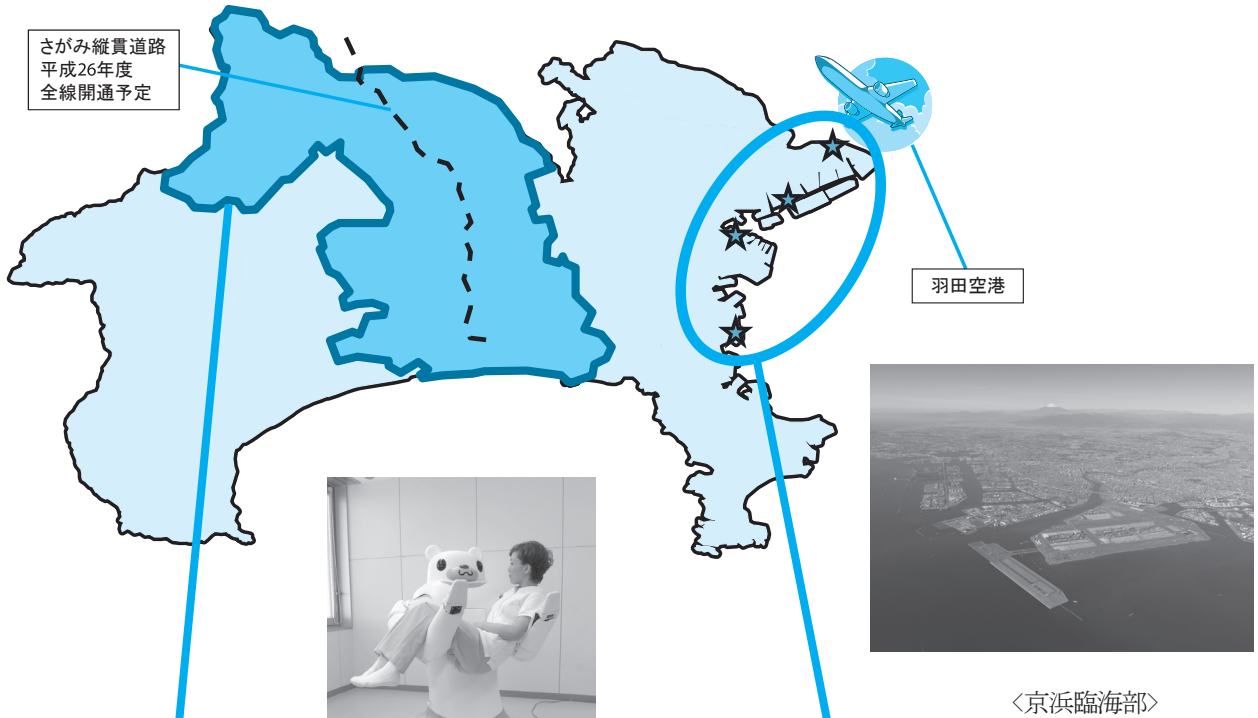
そのためには、規制の特例措置等の速やかな実現、関係府省予算における総合特区への優先枠の明確化、総合特区推進調整費の直接交付制度の創設が必要である。

【本県での取組状況等】

本県は、平成23年12月に、横浜市及び川崎市と共同で「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けた。

指定後は、平成24年3月、7月及び平成25年3月に、「総合特別区域計画」の認定を受け、税制や財政の支援、規制の特例などの措置が行われている。

また、平成25年2月には、「さがみロボット産業特区」の指定を受けた。



〈介護支援ロボット〉
Copyright (C)2009
理化学研究所 RTC
All Rights Reserved.

さがみロボット産業特区

【目標】
生活支援ロボットの活用を通じた地域の安全・安心の実現

【取組（解決策）】

- 研究開発・実証実験等の促進
- 実証環境の充実にに向けた関連産業の集積促進

**京浜臨海部ライフイノベーション
国際戦略総合特区**

【目標】
個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

【取組（解決策）】

- 健診データを活用した検体バンク・検体情報ネットワークの整備
- 革新的な医薬品・医療機器の新たな評価・解決手法の確立と国際共同治験の迅速化
- ニーズ主導のマッチングによるベンチャー企業等の創出・産業化

(神奈川県担当課：政策局国際戦略総合特区推進課、産業労働局産業振興課)

1.2 経済・雇用対策の推進

提出先 内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

- 1 総合的な経済対策の推進
- 2 雇用対策の充実強化

【提案内容】

- 項目1** (1) 我が国の経済の再生に向け、持続的な経済成長につなげるための「成長戦略」を早期に策定するとともに、その具体化に当たっては、地方の裁量と創意が活き、施策の連携による相乗効果を生み出すことが可能となるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 依然として厳しい経営環境におかれている中小企業者が行う経営改善や事業再生について、一層の支援措置を推進するとともに、中小企業への資金繰り対策として、金融のセーフティネット（信用補完制度）及び円滑化に万全を期すこと。

- 項目2** 緊急雇用創出基金事業が原則として平成25年度に時限到来となるが、本県の雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、更なる雇用対策が不可欠であると考えられるため、基金の拡充や要件緩和も含め、地方の創意工夫が活きる新たな具体的支援施策を早期に示すこと。

【提案理由】

依然として厳しい経済・雇用情勢から一日も早く脱却し、活力ある地域社会を取り戻すためには、地域の実情を踏まえた、より効果的な経済・雇用対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

中小企業の経営改善や事業再生については、支援の担い手である経営革新等支援機関の多くが金融機関や税理士など民間機関であり、費用負担等の面から小規模事業者にとって利用しにくい。また、公的専門機関の構築など一層の体制整備が求められる。また、資金繰り対策として、経営力強化保証制度の要件緩和や信用保証協会の財務基盤の強化により信用補完制度を充実強化することや、中小企業金融円滑化法終了後の金融の円滑化に万全を期すことが必要である。

厳しい雇用情勢が続く中、地域の実情に即した効果的な雇用対策を途切れなく講じるため、基金事業の更なる継続、拡充と要件緩和、又は新たな臨時交付金の創設等が必要である。

【総合的な経済対策の推進】

〈 神奈川県への対応 〉

「地域経済のエンジンを回す 神奈川の挑戦」

H25当初予算2,095億4,985万円

経済対策

- ・京浜臨海部ライフ/ノベーション国際戦略総合特区の推進
- ・ホット関連産業の振興
- ・かながわスマートエネルギー構想の推進
- ・更なる産業集積の促進と海外展開支援
- ・地域の個性と魅力を生かす
- ・中小企業への支援
- ・農林水産業への支援
- ・公共投資の確保

雇用対策

- ・雇用の場の確保・拡大
- ・経済・社会を支える人材の育成
- ・就業支援の充実

地方の裁量と創意が活きる仕組みづくり

〈 国の対応 〉

○「日本経済再生本部」の設置

円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として設置された。
(H24. 12. 26 閣議決定)

○「産業競争力会議」の設置

我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため「日本経済再生本部」の下に設置され、25年半ばを目途に成長戦略を策定することとしている。
(H25. 1. 8 閣議決定)

○「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、景気の底割れを回避し、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略につなげていく第一弾が示された。(H25. 1. 11 閣議決定)

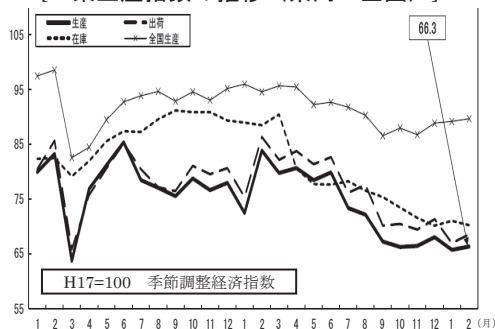
大胆な金融政策
機動的な財政対策

提案

民間投資を喚起する成長戦略

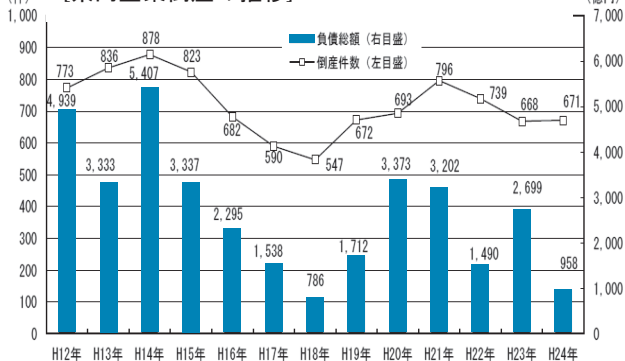
持続的な日本の経済成長
成熟産業から成長産業へ失業なき円滑な労働移動

【工業生産指数の推移（県内・全国）】



出典：経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数（H25.2月分）（確報）」（H25.4発行）
県統計センター「工業生産指数月報（H25.2）（速報）」（H25.4発行）

【県内企業倒産の推移】

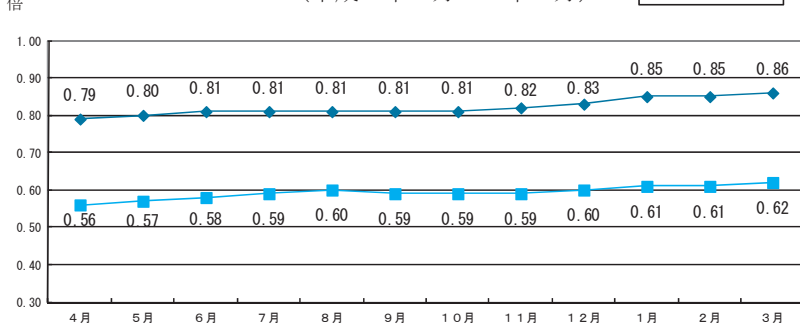


出典：(株)東京商工リサーチ横浜支店「神奈川県企業・倒産状況」(H25.4)

【雇用対策の充実強化 ～依然として厳しい雇用情勢】

○有効求人倍率の推移（神奈川県と全国の比較）

（平成24年4月～25年3月）



（出典）神奈川県労働局「労働市場速報」 厚生労働省「一般職業紹介状況」

（神奈川県担当課：産業労働局総務室、金融課、雇用対策課）

1.3 都市農業の推進

提出先 農林水産省

【提案項目】

- 1 「日本型直接支払制度」制度設計における都市農業への配慮
- 2 都市農業の実態を踏まえた経営所得安定対策の見直し

【提案内容】

項目1 「日本型直接支払制度」の制度設計に当たっては、都市農業・農地ならではの多面的機能が持続的に発揮されるよう、都市住民の生活空間にあることによって余儀なくされるコスト負担に配慮した制度とすること。

項目2 新たな「経営所得安定対策」の制度設計に当たっては、新鮮な農畜産物の供給のほか、多面的機能を発揮している都市農業の経営安定のため、その実態に配慮して畑作物の直接支払交付金の対象作物に野菜や果実、飼料作物などを加えるとともに、市場外流通や直売等の流通変化に対応した制度とすること。

【提案理由】

都市住民の身近なところで営まれる都市農業は、農業体験・レクリエーションの場、緑や良好な景観・防災空間の提供など、多面的機能を発揮している。

本県農業は、都市住民の身近にあるメリットや高い技術力を活かし、直売や契約販売、宅配など多様な販売や6次産業化など、創意工夫に富んだ生産販売を行うことで、生産規模は小さいが、高い土地生産性（全国平均の約3倍）を維持している一方で、担い手の減少と高齢化や輸入飼料の価格高騰、TPPによる輸入品との価格競争への懸念などの全国的な課題に加え、高い地価と都市との混住による開発圧力など都市農業特有の課題を抱えている。

そのため、土地価格が高いことに伴う税負担、都市的利用と農地が混在していることに伴う規模拡大の困難性、農薬散布や騒音など農作業に伴う周辺住民への配慮などのコスト負担に対する配慮が必要である。

また、現在実施されている経営所得安定対策は、米、麦、大豆等の土地集約型作物を中心に生産する地域に対する支援が主であり、野菜や果実、飼料作物などを中心とした小規模複合経営により都市農業を支えている本県農業者へのメリットが少ない。そのため、畑作物の直接支払交付金の対象作物を拡充するとともに、市場外流通や直売等の流通が多様化していることにも配慮し、都市農業の経営の安定化も視野に入れる必要がある。

【都市農業特有のコスト例】

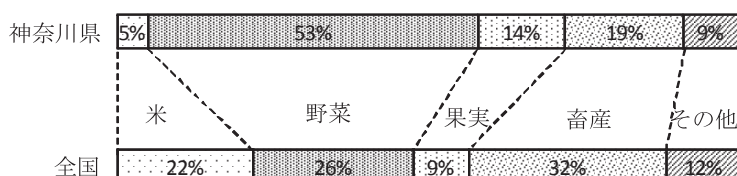
- ・ 税負担（固定資産税、相続税など）
- ・ 農地の規模が小さく、集約化も難しい
（都市的利用との混在化が進み小規模・分散しているため、規模拡大による生産性向上は難しく、移動時間のロスもある。）
- ・ 生産基盤整備（農地が集団的でないため基盤整備が難しく、作業効率が低いことによる）
- ・ 都市住民に対する配慮（農薬散布に伴う事前周知、農薬・土ぼこり等の飛散防止、作業時間の制限、ほ場間の移動速度の低下、臭気・害虫など）
- ・ 必要な農業資材の確保（農村地帯であれば容易に入手できる資材（腐葉土原材料）などのコスト増）
- ・ その他（街路灯の光線害、建物等による日照時間の減、不法投棄ゴミ（ペットボトルなど）の処理）

【本県の農畜産業の特徴】

農業産出額では全国と比較して米の占める割合は低く、野菜、果実など生鮮食料の割合が高い。
（平成23年の供給力は、野菜279万人分、果実78万人分、牛乳138万人分、鶏卵106万人分、豚肉55万人分。）

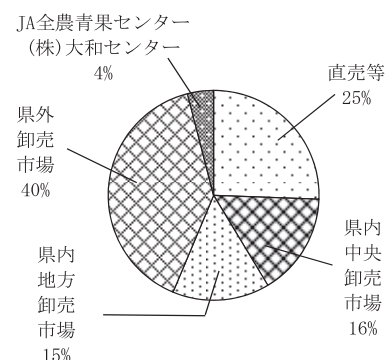
また、農家1戸当たりの耕地面積の規模は小さく、固定資産税が高いため、農業経営費が高い。

【農業産出額の割合】



（平成23年 農林水産統計年報）

【県内産野菜の流通実態（平成23年）】



（神奈川県農業振興課調べ）

【土地生産性（千円/10a）】

神奈川県	157
全国	56

（平成21年 農林水産統計年報）

【農家1戸当たり耕地面積(ha)】

神奈川県	0.73
全国	1.82

（平成22年 農林業センサス
農林水産統計年報）

【露地野菜の農業経営費（千円/10a）】

区分	キャベツ（冬）	
	農業経営費	うち物件税及び公課諸負担 （固定資産税及び自動車税等）
神奈川県	222	21
全国平均	204	8

（平成19年 農業経営統計調査）

（神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、畜産課）

V 健康・福祉

1.4 医療改革の推進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 ICTを用いた医療情報の利活用の促進
- 2 WHO推奨ワクチンの定期接種化と財源の確保
- 3 難病対策の充実

【提案内容】

項目1 情報化には欠かせないICT（情報通信技術）の活用促進を図るため、基盤となる電子カルテの導入や機器の整備を行う医療提供施設への財政的支援や診療報酬加算を行うこと。また、医療分野の機微性の高い情報を扱うことに対する情報の利活用と保護に関する法整備を図ること。

項目2 予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、まだ定期接種化されていないワクチンについて、早急に定期接種化を図ること。

さらに、風しんの流行の防止及び先天性風しん症候群の発生を防止するため、予防接種の重要性について国民への普及啓発に努め、定期予防接種の機会がなかった年齢層や予防接種を受けていない女性に対する必要な措置を講じるとともに、地方自治体が行う緊急対策に対し、財政措置を講じること。

項目3 現在、国が検討している難病対策の改革においては、法制化等の措置を講じ、医療費助成対象疾患の拡大など、難病患者に対する必要な支援が公平かつ公正に行われるようにするとともに、医療費助成における都道府県の超過負担を解消し、将来にわたり持続可能で安定的な仕組みとすること。

【提案理由】

本県では、「神奈川県医療のグランドデザイン」や「神奈川県保健医療計画」において、ICTを活用した医療・健康情報の共有化及び予防接種等の取組を位置付けている。

ICTを活用した医療・健康情報の共有化の取組を推進するため、基盤整備に対する財政的支援や安定的な運用体制を維持するための診療報酬加算が必要である。また、本県では、県民自らが自己の検査データや服薬歴等の医療情報を管理・活用する仕組みである「マイカルテ」の導入に取り組んでおり、将来的に集積した情報を統計的に分析し、新たな施策に結びつけることを目指しているが、そのためには、医療分野の機微性の高い情報の利活用と保護に関する法整備が必要である。

平成25年4月より子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが定期接種化された。しかし、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に推進するためには、未だに定期接種とされていないWHOが推奨するワクチンの定期接種化を一層進める必要がある。また、現在流行している風しんが、過去の定期予防接種制度上の問題に起因していることから、予防接種の重要性についての国民への普及啓発を一層進め、制度のはざ間で対象となっていなかった年齢層や予防接種を受けていない女性に対する必要な措置を講じるとともに、地方自治体が行う緊急対策に対しても、財政措置を講じる必要がある。

現在国では、難病対策について、①効果的な治療方法の開発と医療の質の向上、②公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築、③国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実の3つの柱で検討しており、13都道府県が、独自に医療費助成対象疾患を定めている中、国の医療費助成対象疾患（現行56疾患）の拡大を検討している。一方で、難病患者に対する医療費助成における都道府県の超過負担が年々増加し、地方財政を圧迫しており、このまま継続することが困難な状況になりつつある。国の平成25年度予算では、平成24年度の350億円を上回る440億円に増額されているが、解消には至っておらず、平成26年度予算に向けて、平成25年1月の総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣合意に基づき、法制化その他必要な措置について調整を進め、財源を確保し、都道府県の超過負担を恒久的に解消する必要がある。

【県内医療機関における電子カルテ導入状況】

	病院 (26.38%)	診療所 (26.35%)	全体 (26.35%)
施設数	345	6,554	6,899
導入施設数	91	1,727	1,818

※ かながわ医療情報検索サービスよりデータ抽出
(平成24年11月現在)

【超過負担の状況】

(単位：千円)

	給付実績額 (A)	国庫補助 所要額(B)	国庫補助額 (C)	交付率 (C/B)	国庫不足額 【超過負担額】 (B-C)
平成22年度	6,224,985	3,114,223	1,576,443	50.62%	1,537,780
平成23年度	6,752,839	3,377,956	1,615,400	47.82%	1,762,556
平成24年度 (見込み)	7,282,240	3,641,728	2,052,014	56.35%	1,589,714

【独自助成対象疾患数別都道府県数】

対象疾患数	都道府県数
21疾患以上	1団体
11～20疾患	1団体
10疾患以下	11団体
合計	13団体

【独自助成対象疾患別対応都道府県数】

疾患名	都道府県数
進行性筋ジストロフィー	5団体
難治性ネフローゼ症候群	4団体
溶血性貧血	4団体
橋本病	4団体

(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、健康危機管理課、保健予防課)

15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 医師確保対策の推進
- 2 看護職員確保対策の推進
- 3 福祉・介護職員確保対策の推進
- 4 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進
- 5 救急救命士の職域拡大

【提案内容】

項目1 医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加が可能となるよう規制緩和をするとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置する仕組みを構築すること。また、解剖医の確保・育成を図るよう、制度の見直し等を図ること。

項目2 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、早期に准看護師養成を停止し、看護師養成への転換支援を行うとともに、地方自治体が行う看護師確保対策や資質の向上を高める取組に対し十分な支援を行うこと。併せて、潜在看護職員を把握する仕組みを構築すること。

項目3 福祉・介護職員不足が生じていることから、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるよう、また、キャリアパスの取組が促進されるよう、介護報酬の充実を図ること。

項目4 民生委員・児童委員の活動量と負担感が増しているため、住民への相談・支援者としての役割を法上明確にするとともに、活動実態に合った活動費の充実を図り、活動しやすい環境づくりを進めること。

項目5 救急救命士の知識及び技能を活用するため、業務範囲の拡大や、現在、救急用自動車に限られている業務の場所の規制を緩和すること。

【提案理由】

医師確保対策については、本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回る状況にあり、医師の絶対数が不足している。医師や医療機関が地域により偏在しており、地域医療に支障が生じている。また、本県は監察医を置いているが、検案・解剖の担い手が不足していることで、特定の監察医に依頼が集中している現状があり課題となっている。国は、臨床研修制度の見直しや、法医学を希望する医学生に対する奨学金制度を創設するなど、解剖医を育成するための施策を強化する必要がある。

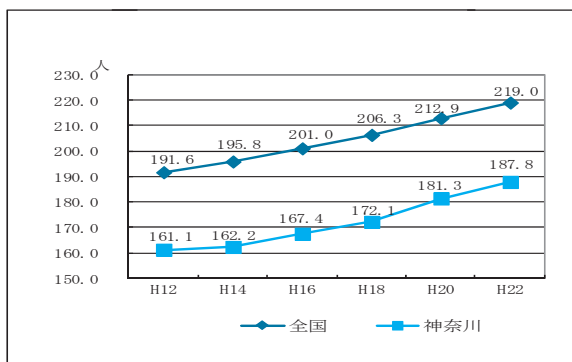
本県では、医療の高度化、専門化等に対応するため准看護師養成停止の方針を固めたが、国においても早期に准看護師養成を停止し、円滑に看護師養成へ転換を図るための助成等の支援が必要である。また、地域の実情に応じて行われる看護職員の確保策及び実践力を高めるための取組に対する財源措置の充実や、離職者の潜在化を防ぎ、再就業の促進を図るため、離職時に登録するなど未就業者を把握する仕組みの構築が必要である。

福祉・介護人材の安定的な確保のため、一層の処遇改善等の対策が必要である。また、介護福祉士資格取得後の現任者の養成体系を整備し定着に結びつける必要がある。

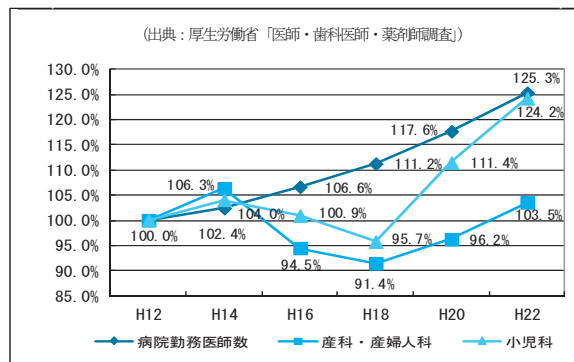
民生委員・児童委員の欠員も恒常化しており、担い手の確保を図るため、地域の支え合いにおける個別の相談・支援者としての役割や活動範囲を明確に示すとともに、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。

救急救命士の業務を行う場所は救急用自動車に限られているが、約2万人については消防職員でないことから、その資格を活かすことができない。福祉施設や病院のほか、多くの人が集まる集客施設等に配置し、有資格者を活用する必要がある。

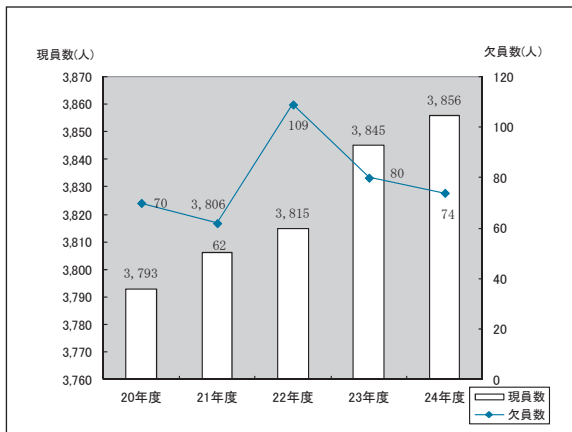
【人口10万人当たり医師数の推移】



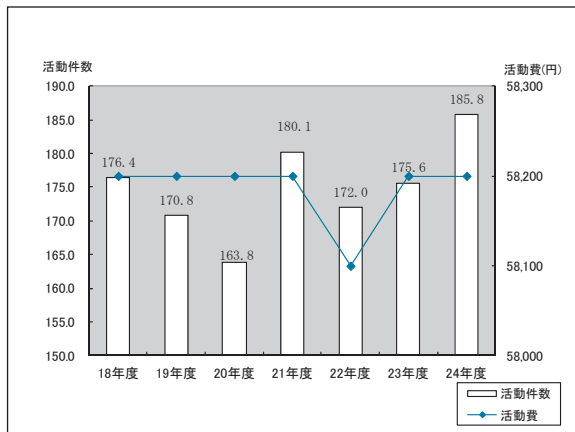
【病院勤務医の推移（平成12年度の値に関する割合）】



【本県の民生委員・児童委員の現員数と欠員数の状況】



【本県の民生委員・児童委員の一人当たりの活動費及び活動状況】



(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、保健人材課、高齢社会課、地域福祉課)

16 「健康寿命日本一」の推進

提出先 消費者庁、財務省、厚生労働省、農林水産省

【提案項目】

- 1 医食農同源の推進
- 2 農産物等に関する表示規制の緩和
- 3 健康に関する各種データの提供
- 4 西洋医学と東洋医学の連携
- 5 がん対策の充実強化

【提案内容】

- 項目1** 医・食・農の連携による健康・長寿社会の実現に向けた取組について、関係府省が連携して強力的に推進するとともに、先行して取り組んでいる地方自治体への支援を行うこと。
- 項目2** 農産物等に含まれる、健康増進に寄与する効能(機能性)について、販売時の積極的な情報提供が可能となるよう、健康増進法における表示規制を緩和すること。
- 項目3** 都道府県別の健康寿命や、都道府県・市町村別の生活習慣に関する各種データについて、計画の策定・改定時期に関わらず、定期的に情報提供すること。
- 項目4** 患者の治療の選択肢の多様化を図るため、西洋医学と東洋医学の連携などの研究を進めること。
- 項目5** (1) 市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、対象者が確実に受診できる方策を講じるとともに、財政措置を行うこと。
(2) 職域におけるがん検診について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断に位置付けるなど、受診促進に向けた有効な仕組みづくりを図ること。
(3) 実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度を早期に整備するなど、たばこ対策の充実強化を図ること。
(4) がん診療連携拠点病院における診療体制、情報提供、相談支援等の機能強化と、地域の医療機関との連携を促進する上で必要な診療報酬の充実を図ること。
(5) 地域がん登録の着実な実施に向け、地域がん登録を法制化するとともに、必要な診療報酬の充実を図ること。

【提案理由】

本県では、県民の健康寿命を延ばし、「健康寿命日本一」を目指す取組を進めており、都道府県健康増進計画である「かながわ健康プラン2 1(第2次)」に基づく施策を着実に推進している。

「健康寿命日本一」の達成に向けた有効な取組として、「医」「食」「農」を結びつけた施策の展開について、農林水産省による産業振興の視点に加え、厚生労働省による健康づくりの視点からの取組など、府省間の連携により進めていく必要がある。

健康に関する情報については、県民に、より分かりやすく、具体的な発信を可能とするとともに、健康寿命延伸のための施策を講じる上で必要なデータについて、国からの、詳細かつ定期的な情報提供が必要である。

日本の医療は西洋医学が中心であるが、東洋医学(漢方)については健康増進や未病(※)から終末期ケアまで、幅広い領域で使用でき有用であることから、がん患者等が安全で有効な治療法の選択を行うことができるよう、統合医療に係る研究の推進が必要である。

県民の総死亡者数の約3分の1を占め、死亡原因の1位となっているがんについては、生活習慣の改善や禁煙対策、受動喫煙の防止など予防に向けた取組とともに、早期発見による早期の治療が重要なことから、本県では「神奈川県がん対策推進計画」に基づき取組を進めているが、がん検診の受診促進、たばこ対策の推進及びがん医療の充実に必要な地域がん登録の精度向上には、国による制度整備や支援が必要である。また、質の高いがん医療が受けられる体制を整備するため、がん診療連携拠点病院の機能強化等に必要な診療報酬の充実が必要である。

(※) 未病：自覚症状はないが検査では異常がある状態や、自覚症状はあるが検査では異常がない状態など、病気の発症前の状態のこと。

【健康寿命の現状(平成22年)】

	男性	女性
神奈川県	70.90年(全国12位)	74.36年(全国13位)
全国第1位	71.74年(愛知県)	75.32年(静岡県)
全国	70.42年	73.62年

(出典：平成24年度厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」)

【がん検診受診率(平成22年国民生活基礎調査)】

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
神奈川県	31.7%	24.1%	23.3%	38.9%	37.9%
全国平均	32.3%	26.0%	24.7%	39.1%	37.7%
国計画における目標	5年以内に50%(胃、大腸、肺は当面40%)				

(※胃がん、大腸がん、肺がんは40歳～69歳で過去1年に受診した者、乳がんは40歳～69歳で過去2年に受診した者、子宮がんは20歳から69歳で過去2年に受診した者を基に算出)

(神奈川県担当課：保健福祉局健康増進課、医療課、がん対策課)

17 障害・高齢福祉制度等の見直し

提出先 内閣府、財務省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 2 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

項目1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担について、権限は政令指定都市及び中核市へ移譲されたが、財政的な負担が都道府県に残されているため、早急に見直すこと。

項目2 障害福祉施策における地域生活支援事業について、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を講じること。

項目3 介護保険の負担と給付のあり方について、保険料の見直しなど、負担の公平性に配慮した制度にするとともに、安定的で質の高いサービスの提供と低所得者対策の拡充を図ること。また、消費税率の引上げに伴う影響を踏まえた介護報酬の改定を行うこと。

その際、地方自治体に新たな負担が生じないように、国において必要な財源措置を講じること。

項目4 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

【提案理由】

障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定業務等は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はされていないことから、権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、見直す必要がある。

障害福祉制度に係る地域生活支援事業の財源となる国庫補助金の交付額は、障害者総合支援法では事業費の2分の1以内を補助するとされているが、必須事業が毎年増えているにもかかわらず低い補助率実態となっていることから、地方自治体の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、超過負担を解消する必要がある。障害者総合支援法の施行により障害者の範囲が拡大され、県の費用負担はいずれも一層増加する見込みであることから早急な対応が必要である。

介護保険制度については、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある中で、保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度など、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。こうした中で、平成24年4月に制度が改正されたものの、負担と給付のあり方については今後の検討課題とされたことから、中長期的な視点に立った制度の見直しが必要である。また、平成26年度以降に予定される消費税率の引上げにより、介護事業者が負担する控除対象外消費税の増税分が事業経営に大きな影響を与えないよう介護報酬改定を行う等の対応が必要である。

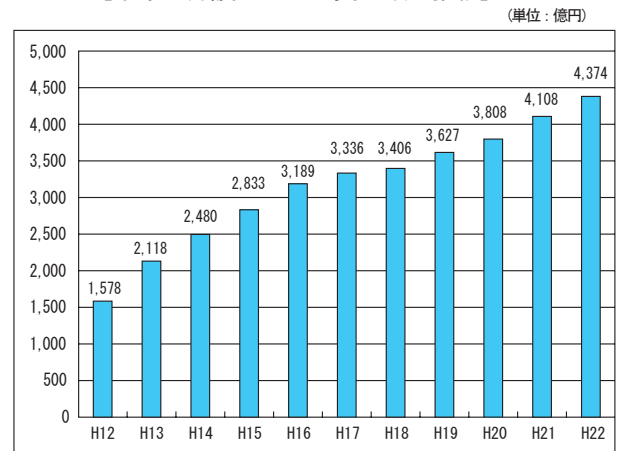
子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものであり、統一した制度の下、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】

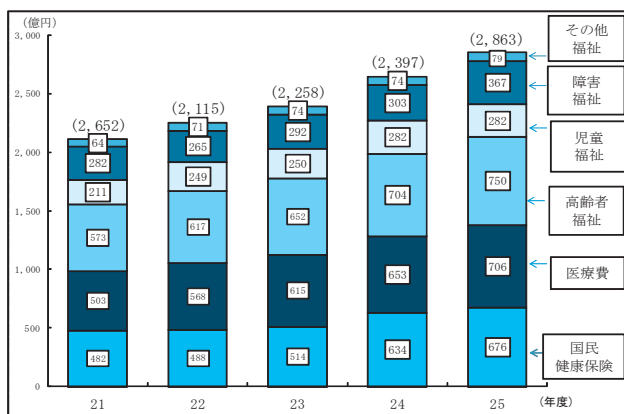
(単位：千円)

区分	H21 決算額	H22 決算額	H23 決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	8,880,968	9,790,270	9,113,034
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,440,484	4,895,135	4,556,517
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,289,003 (37.0%)	3,285,231 (33.6%)	3,317,308 (36.4%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,220,242	2,447,568	2,278,258
実際の市町村負担額 e	3,965,740 (44.7%)	4,862,997 (49.7%)	4,137,078 (45.4%)
市町村の負担超過額 (e-d)	1,745,498	2,415,429	1,239,209

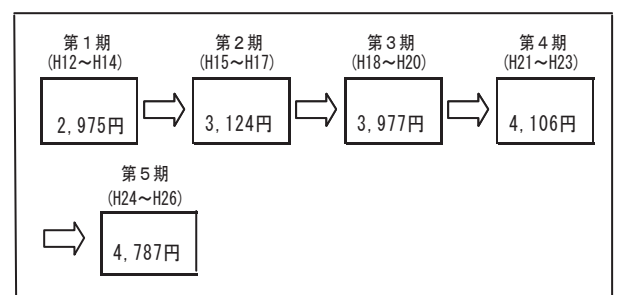
【本県の介護サービス費用額の推移】



【本県の介護・措置・医療関係費の推移】



【本県の第1号被保険者の介護保険料の推移(加重平均)】



(神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課、障害サービス課、高齢社会課、高齢施設課、介護保険課、県民局子ども家庭課)

18 医療保険制度改革

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 国民健康保険の構造的問題の解決
- 2 後期高齢者医療制度の安定的な運営
- 3 医療保険制度の一元化

【提案内容】

項目1 医療保険の最後のセーフティネットである国民健康保険制度改革において、保険者の都道府県移管など運営主体を検討するに当たっては、その前提として、保険料、被用者保険との財政調整、公費投入等をいかに組み合わせて持続可能な制度を実現するのか、その構造的な問題の抜本的解決に向けた方針を明確化すること。

項目2 後期高齢者医療制度については、市町村の主体性を活かした広域連合で運営され定着していることから、必要な改善を加えながら、安定的な運営に努めること。

項目3 将来にわたって国民皆保険を堅持し、制度間の不均衡を是正するとともに、給付の平等と負担の公平を図るため、国民健康保険を含めた医療保険制度について全国レベルの一元化に向けた道筋を示すこと。

【提案理由】

国民健康保険（国保）には、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、加入者の所得水準が低いことなど、被保険者の実態に起因する構造的な問題が生じている。その結果、地方団体にとって厳しい財政運営を強いられており、本県では400億円を超える市町村の一般会計からの法定外繰入れが行われている。

医療保険制度の抜本的な改革に向け、現在、社会保障制度改革国民会議において、国保の保険者の都道府県移管について議論が進められているが、単に保険者を都道府県に移管し広域化することによっては構造的な問題は解決されず、市町村の財政負担を県に移すにすぎない。

構造的な問題の解決に向けて、保険料、被用者保険との財政調整、公費投入等をいかに組み合わせて持続可能な制度を実現するのか、国の財政責任とともにその方針を明確化し、国の定率負担の引上げや安定財源の確保など十分な財政措置を図るべきである。

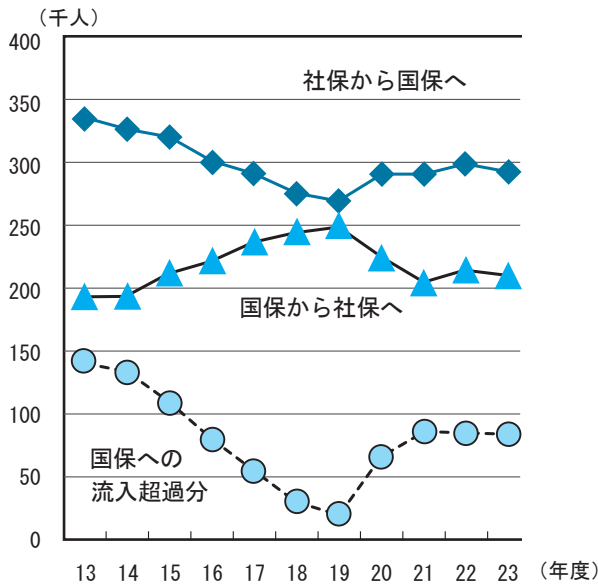
また、高齢者医療制度の見直しについては、同国民会議において、市町村国保を含めた地域保険のあり方・再編成と並行して議論を行うこととされている。現行制度は、高齢者の受益と負担の明確化、保険料負担の公平化を図ったものであり、施行から5年が経過し定着していることから、現行の枠組みは維持し、地方と十分協議を行った上で、必要な改善を加えながら安定的な運営を行うことが必要である。

さらに、少子化、高齢化が進展する中、将来にわたり国民皆保険を堅持するためには、国保の構造的な問題を抜本的に解決していくことが必要である。そのためには、ナショナルミニマムの視点に立って、国が全国レベルで医療保険を一元化し、その財政運営の責任を明確化するとともにマネジメントを国自身が確保することが不可欠であり、その具体的な道筋を示すべきである。

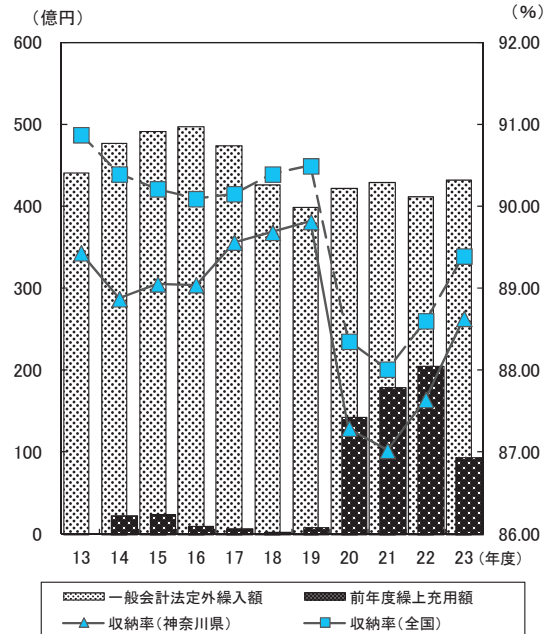
【本県の国保の現状】

本県においては、大都市圏に共通する国保の構造的な問題として、無職者や所得の低い被用者が多く、特に近年、景気変動と雇用環境の変化により、被用者保険からの非正規労働者や若年層を含めた非自発的失業者の国保への流入が顕著となっている。その結果、被保険者の所得水準が低迷する一方、医療費が増加する中で、保険料（税）の負担は重くなっている。こうした状況に伴い、全国的にみても収納率が下位に低迷するとともに、負担軽減に向けて毎年多額の一般会計法定外繰入れが恒常化し繰上充用額も急増するなど、市町村の保険財政は大変厳しい実情となっている。

[県内市町村国保への社保からの流入状況]



[県内市町村国保収納率と法定外繰入等の推移]



[神奈川県における国民健康保険給付費の財源構成]
(市町村国保のみ・保健事業分を除く)

平成23年度決算ベース			被保険者数:260万人(151万世帯)(平成23年度末現在)	
法定内一般会計繰入 186億円(内財政安定化支援分26億円)※	国調整交付金 9%相当 国→保険者(市町村) 124億円		前期高齢者 交付金 2,090億円 療養給付費 等交付金 387億円	
法定外一般会計繰入 431億円 市町村一般会計負担	定率国庫負担 34%相当 国→保険者(市町村) 療給負担金等 1,620億円			
保険料等 2,268億円	都道府県調整交付金 7%相当 県→保険者(市町村) 313億円			
高額医療費共同事業 市町村2/4 176億円 県1/4 44億円 国1/4 44億円				
保険基盤安定制度(保険料軽減分) 市町村1/4 47億円 県3/4 140億円				
保険基盤安定制度(保険者支援分) 市町村1/4 11億円 県1/4 11億円 国2/4 21億円				
← 50% →			← 50% →	
← 5,436億円			← 7,913億円	
← 県支出金: 508億円			← ※保険基盤安定分を除く	

(神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課)

VI 教育・子育て

19 子ども・子育て支援の拡充

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 実効ある「新たな子ども・子育て支援制度」の確立
- 2 新制度の施行に向けた広報・周知の実施
- 3 保育所運営費負担金制度の充実
- 4 安心こども基金の事業期限の延長

【提案内容】

項目1 新たな子ども・子育て支援制度の具体化に向けては、待機児童対策充実の観点から、地方単独保育施策を公費負担の対象とすることや、実効ある保育緊急確保対策事業とすることで、地域の実情を十分に配慮した制度とすること。

また、給付額については、保育所や家庭的保育等の実態に応じた水準にするとともに、子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成が図られるよう、待遇改善や研修の実施に十分配慮すること。

項目2 新制度は、対象事業や給付の仕組み、利用方法等の大幅な変更を伴うことから、利用者や事業者の理解が得られるよう、制度施行までに十分な広報・周知に努めること。

項目3 保育所における、入所児童の感染症対策やアレルギー対策、被虐待児童の受入れ・見守りなどの専門的・個別的な支援や、長時間開所、地域の子育て支援が対象となるよう、保育所運営費負担金制度の充実とともに、新たな給付制度への反映を図ること。

項目4 喫緊の課題である待機児童対策を推進し、保育所を計画的・重点的に整備するため、新制度の施行までの間、安心こども基金の事業期限を延長すること。

また、地方自治体の創意工夫を活かした柔軟な活用が図られるよう基金の制度を改善すること。

【提案理由】

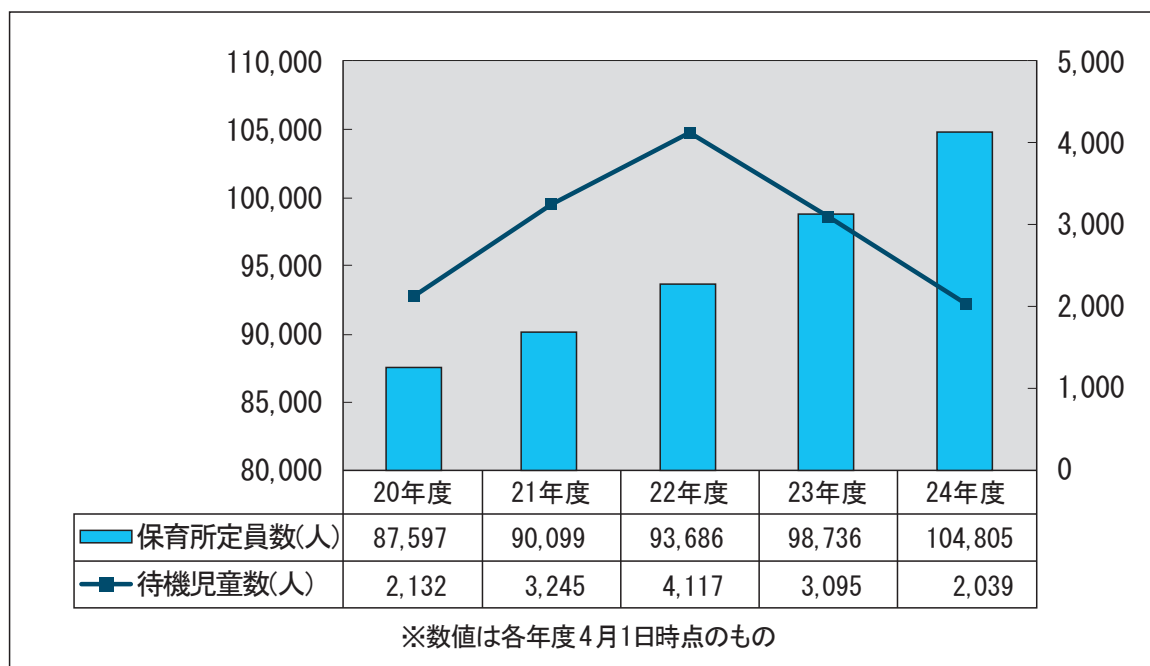
平成27年度からの本格施行が予定されている「新たな子ども・子育て支援制度」については、平成25年度以降、国において具体的な制度設計が行われることとされており、制度の具体化に当たっては、地方自治体との十分な協議が必要である。

また、新たな制度施行まで十分な準備期間がない中で、大幅な制度変更となることから、円滑な制度移行に向けて、利用者・事業者の理解を得るために、国による全国的な広報・周知を行う必要がある。

さらに、新制度における給付水準については、地域の実情や保育所等の業務の実態に応じた制度とするほか、想定される保育ニーズの増大に備え、子ども・子育て人材の確保・育成に配慮した制度とする必要がある。

新制度施行までの間、待機児童対策をはじめとする子ども・子育て支援を充実していくため、安心こども基金の事業期限の延長による保育所の計画的・重点的整備や、保育所運営費負担金制度の充実を図る必要がある。

[本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移]



[本県の認可外保育施設（地方単独保育施設）の施設数・入所児童数の推移]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
認可外保育施設数(箇所)	853	896	947	960
うち地方単独保育施設(箇所)	256	255	263	289
認可外保育施設入所児童数(人)	22,026	22,659	25,751	24,204
うち地方単独保育施設(人)	9,819	9,783	10,351	11,138

※ 数値は各年3月31日時点のもの。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課)

20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

提出先 総務省、財務省、文部科学省

【提案項目】

- 1 政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直しの早期実施
- 2 制度見直しのスケジュールの早期提示

【提案内容】

項目1 教育における地方分権を進めるため、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」に明記された政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて、早期に実施し、政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるようにすること。

項目2 道府県から政令指定都市に事務等が円滑に移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

【提案理由】

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

本県では、平成22年4月に政令指定都市に移行した相模原市を含め、全県の約6割にも及ぶ3つの政令指定都市の公立義務教育諸学校の教職員が「ねじれ」状態にある。

平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」の中で、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する」とされた。

移譲に当たって、最大の課題である給与負担のための財源措置は税財源の配分にかかわる問題であることから、地方税財政制度を所管する国において、国と地方の役割分担の抜本的な見直しによる税源移譲などの具体的な方策を講じる必要がある。

【現行の県と市町村の関係とその見直し】

〈現行〉

区分	政令指定都市	政令指定都市以外の市町村
人事(任命)権	政令指定都市	県
給与の決定	政令指定都市	県
給与負担	県	

任命権者と給与負担者が不一致（ねじれ現象）

〈見直し〉

区分	政令指定都市	政令指定都市以外の市町村
人事(任命)権	政令指定都市	県 (順次、市町村へ移譲)
給与の決定		
給与負担		

教育現場に近い市町村が地域の実態に合った教育を自主的・主体的に責任を持って展開

【本県での取組状況等】

本県では、政令指定都市所在道府県教育委員会教育長、横浜市及び川崎市教育委員会と連名で、総務大臣及び文部科学大臣等に要望を行った。（平成22年3月）
さらに、国に対して単独で要望を行うとともに（平成22年5月）、全国知事会（平成18年7月～平成24年7月）及び全国都道府県教育委員会連合会（平成14年7月～平成24年7月）を通じて、国に対して要望を行った。

【制度見直しに係る国等の動向】

H15. 6. 27	<p><u>閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令指定都市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る。
H20. 5. 28	<p><u>地方分権改革推進委員会「第1次勧告」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。
H22. 6. 22	<p><u>閣議決定「地域主権戦略大綱」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任命権や給与等の負担などについて、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施する。
H25. 3. 12	<p><u>閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。 中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

(神奈川県担当課：教育委員会教職員企画課)

Ⅶ 県民生活

2.1 拉致問題の早期解決

提出先 内閣官房、外務省

【提案項目】

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

- 【項目1】(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
- (2) 「対話と圧力」という姿勢で北朝鮮を日朝政府間協議などの交渉の場に引き出す道筋をつけ、あらゆる方策を尽くし、拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。
- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者の安全を確保するため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。
- (4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

【提案理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、10年が過ぎている。拉致被害者の帰国を待つご家族の高齢化も進み、残された時間は少なく、早期帰国の実現が必要である。

また、拉致問題が日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、関係諸国や国際機関等と連携して取組を進める必要がある。

さらに、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の疑いが排除できないいわゆる特定失踪者にまで拉致問題の取組の枠を広げる必要がある。

この間、外交交渉や制裁措置にもかかわらず、拉致問題は膠着状態が続き、いまだに解決していない。昨年4年ぶりに日朝政府間協議が再開したが、平成24年12月の北朝鮮によるミサイル発射や、その後の核実験により中断している。政府は、「対話と圧力」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、あらゆる方策を講じる必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、北朝鮮による拉致問題についての理解が深まり、県民世論が喚起され、この問題の解決に国がより強く北朝鮮との交渉に臨めるよう、啓発に取り組んでいる。

具体的には、国や市町村と連携し、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を県内各地で実施したり、特定失踪者を含めた拉致問題の講演会を開催している。12月の「人権週間」や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に県のたよりやホームページなどを活用した広報、パネル展示やポスター掲示なども実施している。

平成24年度 拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等

- (1) 年月日：平成24年8月24日～平成25年3月16日の間 計8回
- (2) 場 所：県内各地
- (3) 内 容：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映、特定失踪者に関する講演等
- (4) 参 加：約1,400人

2 「すべての拉致被害者救出を！」神奈川県民のつどいの開催

- (1) 年月日：平成24年12月2日
- (2) 場 所：横浜シンポジア
- (3) 内 容：DVD「ただいまの声をきくために」（あさがおの会作成）上映、特定失踪者に関する講演、パネル討論（横田御夫妻、特定失踪者家族、拉致問題関係団体、知事）
- (4) 参 加：120人



3 ALL 神奈川署名活動（拉致被害者の早期救出を求める署名活動）

- (1) 年月日：平成24年9月17日～12月16日
- (2) 内 容：桜木町駅、川崎駅、相模大野駅で街頭署名活動を実施（11月3日）
県民利用施設等において署名用紙を配架
- (3) 主 催：あさがおの会（横田めぐみさんの御家族を支援する会）
共 催：神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市



4 その他

- (1) 拉致被害者家族から寄せられたメッセージパネル等の掲示
- (2) 神奈川ゆかりの「特定失踪者」啓発パネル、ポスターの掲示
- (3) 県広報紙「県のたより」等において広報を実施
- (4) 県ホームページにおける「拉致問題を風化させない取組み」の紹介
- (5) 政府作成の拉致問題に関するポスターの掲示
- (6) ブルーリボン運動への協力



(神奈川県担当課：県民局国際課)

VIII 県土・まちづくり

2.2 広域交通ネットワークの整備促進

提出先 総務省、財務省、国土交通省

【提案項目】

- 1 幹線道路ネットワークやスマートICの整備促進
- 2 圏央道の料金低減など一体的で利用しやすい料金体系の構築
- 3 鉄道網の整備促進

【提案内容】

項目1 県土構造の骨格となる「首都圏中央連絡自動車道」や「新東名高速道路」、「厚木秦野道路」、「高速横浜環状北線・北西線」などの自動車専用道路をはじめとする幹線道路ネットワークや、「綾瀬スマートIC」などのスマートICの整備促進を図ること。また、所要の道路整備予算を確保し、とりわけ整備効果の高い首都圏に重点的に投資すること。

項目2 高速道路ネットワークの効率的な利活用の推進を図り、道路利用者の利便性の向上や経済活動の効率化・活性化を進めるためにも、一体的で利用しやすい料金体系の構築を図ること。

とりわけ、「圏央道」については、その内側の高速自動車国道の料金より割高となっており、交通を分散・迂回させるなど、環状道路としての機能をより発揮させるためにも、料金の低減や割引を行うこと。

項目3 (1) 国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事实施計画の認可など、必要な手続を確実に進め、整備を促進するとともに、駅周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体への財政支援を講じること。

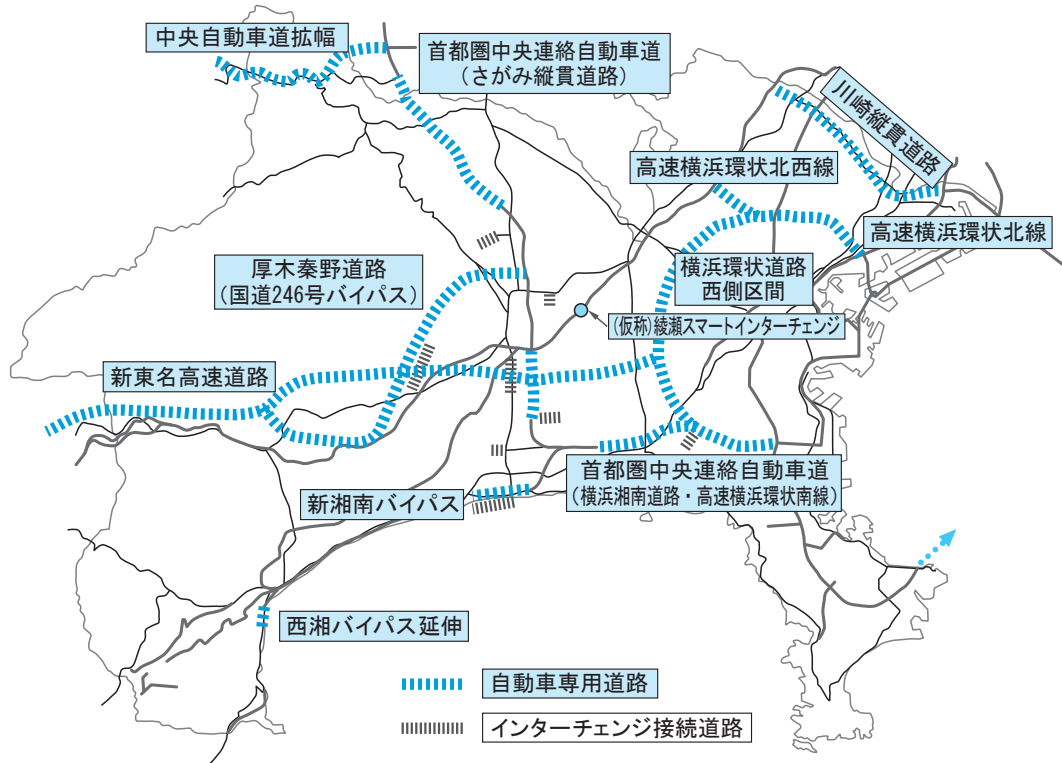
(2) 東海道新幹線新駅の寒川町倉見地区への早期実現を図るとともに、駅舎の建設整備について、地方債の充当を可能にするなど、地元自治体の負担を軽減する制度の整備などの措置を講じること。

(3) 相模線の複線化や東海道貨物支線の貨客併用化、相鉄いずみ野線の延伸などの整備を促進するため、新たな「東京圏における高速鉄道に関する基本計画」に引き続き位置付けるとともに、民間鉄道事業者や新線整備を含め輸送力増強に資する事業を対象とするなど、助成制度の拡充を図ること。

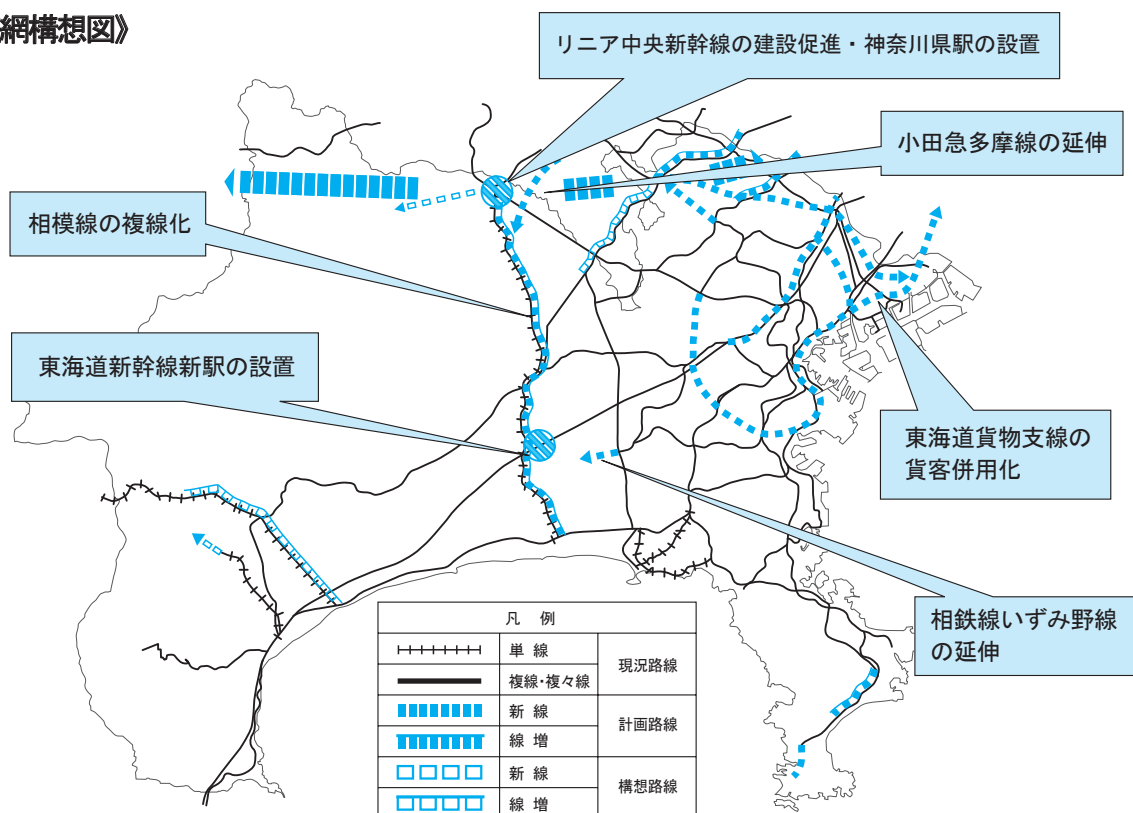
【提案理由】

首都圏機能の一翼を担う本県においては、首都圏の各都市や県内地域間の連携を強化し、あらゆる社会経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークを形成することが不可欠である。

《道路網構想図》



《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、道路企画課)

2.3 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実

提出先 国土交通省

【提案項目】

- 1 羽田空港の国際線機能の更なる充実
- 2 羽田空港を活用したまちづくりと空港周辺のアクセスの推進

【提案内容】

項目1 羽田空港昼間時間帯における国際線発着容量の拡大に向けた取組を早期に進めるとともに、現在決定している発着枠についても、需要の変化に応じて国内線から国際線への振替を柔軟に行うなどにより、国際線の増枠を進めること。

また、昼間時間帯におけるアジア長距離路線、欧米路線への就航、国際的な競争に見合う空港着陸料の設定、就航が決定していない深夜早朝枠の有効活用、ビジネスジェットの受入れ体制の強化など、国際線機能の更なる充実を図ること。

さらに、深夜早朝時間帯を中心に、公共交通機関の充実など、利用者の利便性の向上に主体的に取り組むこと。

項目2 羽田空港周辺の自治体が一堂に会して話し合う「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」や「アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の連携に関する検討会」の場などを通じて、空港を活用したまちづくりや空港周辺のアクセス整備に向けた取組を進めるとともに、特に東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、早期具体化を図るよう、国の主体的な取組を積極的に進めること。

【提案理由】

再拡張・国際化が実現した羽田空港においては、国際定期便の就航など、着実な国際化の進展が見られるものの、我が国の国際競争力を強化するためには、更なる国際化の推進や国際線機能の一層の充実を図り、羽田空港をハブ空港化していく必要がある。

また、多摩川を挟んだ両岸で展開している総合特区の取組を進める上でも、羽田空港を活用した周辺自治体によるまちづくりの連携等について議論する「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」の場などを活用し、早期に周辺自治体が共存共栄していくための取組を進めていくことが必要である。

【本県での取組状況等】

本県では、羽田空港の再拡張・国際化の効果を、本県はもとより、首都圏の活性化に結びつけるため、国が実施した再拡張事業に対し資金協力を行うとともに、羽田空港を活用したまちづくりなどに取り組んでいる。

羽田空港の国際線機能の更なる充実

県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会において、平成17年度から20年度までは「羽田空港の再拡張・国際化の推進」について、21年度からは「国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実」についての協議を行い、国土交通大臣に対して申入れを行っている。（相模原市の加入は22年度から）

羽田空港を活用したまちづくり等の推進

本県では、国際戦略総合特区の制度を活用し、京浜臨海部にライフサイエンス分野等のグローバル企業を集積し、国際戦略拠点の整備を図るなど、羽田空港の国際化を活かしたまちづくり等を進めている。

〔羽田空港の再拡張・国際化と、空港を活用したまちづくりによる主な効果〕

- 羽田空港の再拡張・国際化により、観光客が年間114万人増加するなど、神奈川経済が活性化
- 羽田空港の利用により、移動時間の大幅短縮と24時間空港機能の活用で、県民利便性が大幅向上
- 空港対岸地区への新たな拠点形成により、賑わいの創出、既存産業との連携と新たな需要喚起
- 連絡道路の整備により、東京湾岸地域の連携強化、周辺の交通混雑の緩和、空港へのアクセス改善
- 本県全体の経済波及効果は年間約2,000億円と見込まれ、その効果は県内各地域に広く波及

（神奈川県担当課：政策局地域政策課）

24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

- 1 津波対策の推進
- 2 海岸侵食対策の推進
- 3 西湘海岸（大磯・二宮海岸）の保全対策の推進

【提案内容】

- 項目1** 想定を超える東日本大震災の津波被害を踏まえ、国は本県が行う総合的な津波対策の推進に対して、必要な財源措置を講じること。
- 項目2** 海岸侵食対策の推進に当たっては、国において先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、山・川・海の土砂の流れを連続した流砂系・漂砂系の問題としてとらえた本県の取組に支援・協力すること。
- 項目3** 平成19年9月の台風9号により、著しく砂が流出した西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を目指した海岸保全対策について、国が整備推進を図ること。

【提案理由】

本県では、東日本大震災を踏まえ、「神奈川県津波対策推進会議」の下に、学識者や関係機関による「津波浸水想定検討部会」を設置し、想定する津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、平成24年3月に「津波浸水予測図」を公表した。今後、対策の推進に当たり、施設整備などのハード対策とともに、津波避難タワーなどの避難施設や津波に関する情報提供などのソフト対策と一体となった総合的な津波対策を推進する必要があると、国による財源措置が不可欠である。

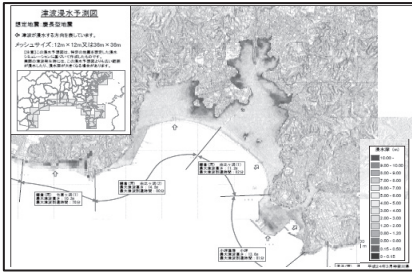
また、相模湾沿岸は海岸侵食の傾向が著しく、この対策が喫緊の課題となっていることから、本県では、「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」を推進している。平成23年3月には「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、ダム浚渫土砂などを利用するとともに砂の粒径を考慮し養浜を主体とした新たな手法による対策に取り組んでいるが、国が全国的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究、技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が不可欠である。

さらに、平成19年9月の台風9号で著しく砂が流出した西湘海岸（大磯・二宮海岸）では、西湘バイパス本体の復旧工事が平成24年に完成しているが、一方で、砂浜は依然として回復せず、その対策は急務である。平成20年に、国と共同で、「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、砂浜の回復を目指した保全対策手法について取りまとめを行ったが、その対策には、多大な事業費と高度な技術力を要することから、国において海岸保全の推進を図ることが不可欠である。

【本県での取組状況等】

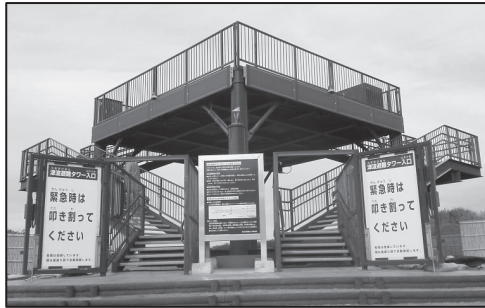
《津波対策》

・津波浸水予測図の作成・公表



平成24年3月に公表した津波の浸水範囲、浸水深さを示した「津波浸水予測図」

・津波避難タワーの設置



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

・津波情報盤の設置



津波警報や注意報が発表された場合に、自動的に回転灯が点灯し、電光掲示板に情報が表示される「津波情報盤」

《海岸侵食対策・保全対策》

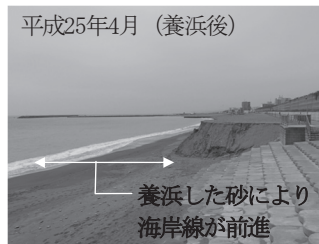
◇山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり

(ダム浚渫土砂などを利用した海岸線に留まりやすい砂の粒径を考慮した養浜)

・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



◇西湘海岸（大磯・二宮海岸）の海岸保全対策

[事業要望区間]



[平成19年9月の台風9号による被災状況]



[国土交通省による調査状況]

○袋詰工設置による地形の変化の観測調査



○地形測量、底質調査（二宮海岸(平成24年度)）

○カラーサンドによる砂礫の挙動調査



(神奈川県担当課：県土整備局流域海岸企画課、砂防海岸課)

参 考

「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 11 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実
- 21 拉致問題の早期解決

内閣府

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 8 大規模災害対策の推進
- 10 基地対策の推進
- 11 成長戦略の実現に向けた総合特区制度等の充実
- 12 経済・雇用対策の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 19 子ども・子育て支援の拡充

金融庁

- 12 経済・雇用対策の推進

消費者庁

- 16 「健康寿命日本一」の推進

総務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し
- 22 広域交通ネットワークの整備促進

消防庁

- 8 大規模災害対策の推進

外務省

- 10 基地対策の推進
- 21 拉致問題の早期解決

財務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 16 「健康寿命日本一」の推進
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し
- 22 広域交通ネットワークの整備促進
- 24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり

文部科学省

- 8 大規模災害対策の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 19 子ども・子育て支援の拡充
- 20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

厚生労働省

- 12 経済・雇用対策の推進
- 14 医療改革の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 16 「健康寿命日本一」の推進
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 18 医療保険制度の改革
- 19 子ども・子育て支援の拡充

農林水産省

- 13 都市農業の推進
- 16 「健康寿命日本一」の推進

経済産業省

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 5 地球温暖化対策の推進
- 12 経済・雇用対策の推進

資源エネルギー庁

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
- 5 地球温暖化対策の推進
- 8 大規模災害対策の推進

中小企業庁

- 12 経済・雇用対策の推進

国土交通省

- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 循環型社会づくりの効果的な推進
- 7 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進
- 8 大規模災害対策の推進
- 9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 22 広域交通ネットワークの整備促進
- 23 国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実
- 24 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり

環境省

- 5 地球温暖化対策の推進
- 6 循環型社会づくりの効果的な推進
- 7 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進
- 9 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応

原子力規制庁

- 8 大規模災害対策の推進

防衛省

- 10 基地対策の推進

各府省

- 1 地域主権改革の着実な推進



政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）
横浜市中区日本大通 1 〒 231-8588 電話 (045) 210-1111（代表）